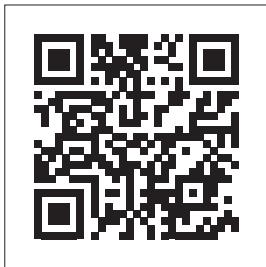


第82回 定時株主総会 招集ご通知

「ネットで招集」は
こちらから



<https://s.srdb.jp/7921/>

開催情報



2019年8月23日（金曜日）

午前10時（受付開始 午前9時）



東京都豊島区西池袋一丁目6番1号

ホテルメトロポリタン 3階 富士の間

会場についての詳細は、末尾の会場ご案内図をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 新設分割計画承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（非常勤取締役および社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第6号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件
- 第7号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

郵送またはインターネットによる議決権行使期限

2019年8月22日（木曜日）午後6時まで

スマートフォンで議決権行使が簡単に！

「スマート行使」▶詳しくは5頁をご覧ください。



抽選でプレゼントがもらえるアンケート実施中！

アンケート回答期限：2019年8月23日（金曜日）まで



宝印刷株式会社

証券コード：7921

目次

P.2 株主の皆様へ/ 第82回定時株主総会招集ご通知

P.5 議決権行使のご案内

P.8 株主総会参考書類

P.46 (ご参考) コーポレート・ガバナンスに対する
考え方および体制

(添付書類)

P.50 事業報告

P.63 連結計算書類/計算書類

P.67 監査報告書

■ 以下の事項につきましては、法令および定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、本招集ご通知には記載しておりません。

1. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および運用状況」および「会社の支配に関する基本方針」
2. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
3. 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

■ 監査役が監査した事業報告、ならびに会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記事項とで構成されています。

■ 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

📄 当社ウェブサイト

<https://www.takara-print.co.jp/ir/>



アクセスは
こちらから



<https://s.srdb.jp/7921/>



スマートフォンやタブレットで 株主総会をもっと身近に!

お手元のスマートフォンで招集ご通知がいつでもどこでも閲覧可能。
当社サービスである「ネットでお招集」をご利用ください。

- ▶ ボタン一つで議決権行使ウェブサイトへアクセス
- ▶ Googleカレンダー・Googleマップが連動



抽選でプレゼントが当たるアンケート実施中

ご回答いただいた株主様の中から

抽選で30名様に「Amazonギフト券 1,000円分」をプレゼント!

回答期限 2019年8月23日(金曜日)まで



株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日頃よりひとかたならぬご支援を賜りまして、心より厚くお礼申しあげます。ここに第82回定時株主総会の招集に際し、皆様にご通知申しあげます。本総会は以下のように執り行いますので、日頃よりご支援いただいている株主の皆様におかれましては、議決権のご行使をお願いいたしたく存じます。

2019年8月1日
東京都豊島区高田三丁目28番8号
宝印刷株式会社
代表取締役社長 堆 誠一郎

第82回 定時株主総会招集ご通知

記

日 時 2019年8月23日（金曜日）午前10時
場 所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号 ホテルメトロポリタン3階 富士の間
目的事項 報告事項

- (1) 第82期（2018年6月1日から2019年5月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第82期（2018年6月1日から2019年5月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 新設分割計画承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件
第5号議案 取締役（非常勤取締役および社外取締役を除く）に対する議決権制限付株式の付与のための報酬決定の件
第6号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件
第7号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

当日ご出席願えない場合は、郵送またはインターネット等の電磁的方法により議決権をご行使いただくことができます。5頁から7頁の「議決権行使のご案内」をご参照いただき、**2019年8月22日（木曜日）午後6時まで**にご行使くださいますようお願い申し上げます。

ご注意事項

- インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネット等と議決権行使書の双方で議決権を重複して行使された場合、インターネット等を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以上

株主総会当日にご出席いただける株主様は、ぜひご来場いただき、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。当日ご出席いただけない株主様は、郵送やスマートフォンをご利用いただくスマート行使、またはインターネットにより2019年8月22日（木曜日）午後6時まで（郵送の場合は到着）に議決権をご行使ください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの

ご利用を事前に申し込まれた場合、当該プラットフォームをご利用いただけます。

※議決権行使の方法について詳しくは5頁から7頁をご参照ください。

さて、「新・中期経営計画2020」2年目の2019年5月期の業績は、営業利益率が未達成となったもののその他目標としていた計画値は達成し、売上高から各利益についても過去最高の実績となりました。

要因は、後記事業報告に記載のとおりでございますが、当社を取り巻く環境は一層変化を増してきています。「新・中期経営計画2020」最終年度となる2020年5月期は、当社にとってさらに大きい目標を掲げていますが、確実に達成できるよう、将来の成長も見据えて取り組んでまいります。



郵送

議決権行使期限

2019年8月22日（木曜日）午後6時必着

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。



インターネット

議決権行使期限

2019年8月22日（木曜日）午後6時まで



議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内にしたがい、各議案の賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

スマートフォンから簡単に行使できる「スマート行使」もご利用いただけます。

5頁からはマンガで議決権行使の方法をご案内しています。

	第82期(計画) 2019/5	第82期(実績) 2019/5	第83期(計画) 2020/5
売上高	169億円	182億円	191億円
営業利益	16億円	17億円	19億円
営業利益率	10.0%	9.7%	10.0%
親会社株主に帰属する 当期純利益	12億円	12億円	13億円
ROE	8.3%	8.5%	9.0%

当社は、法律や時代が求める情報開示の在り方を常に念頭に置いてディスクロージャーサービスを展開し、創業以来今日まで社業を発展させてきました。日々、めまぐるしく変化する時代にあって、多種多様なサービスを創造しさらなる発展を目指すためには、企業として迅速に意思決定を行い、様々な専門集団を集結させ、グループ力を以て対応していくことが必要不可欠であると考え、持株会社体制への移行を本総会に上程することといたしました。

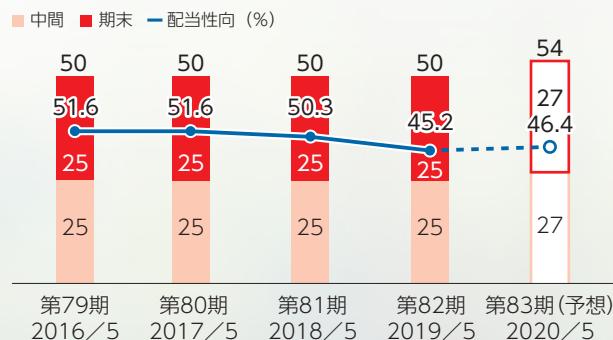
加えて、株主の皆様と同じ目線での経営を促進するために、譲渡制限付株式報酬制度の導入についても上程いたします。

一方、当社の事業基盤であるディスクロージャー&IRビジネスは機密性、秘匿性が高く、公益性を伴った事業です。株主共同の利益を確保するため、買収防衛策の継続につきましても上程いたしました。

当社の成長戦略をご理解いただき、株主の皆様におかれましては、何卒議決権のご行使のほど、お願い申し上げます。

なお、株主の皆様への配当の決定は、迅速な意思決定を図るため、取締役会にて行っております。

1 株当たり配当金 (円)



2020年5月期の配当につきましては、現在、業務遂行を円滑に実施するために必要な内部留保はできているものと考え、可能な限り配当金として株主の皆様へ還元することとし、1株当たり年間配当金54円 (中間配当27円、期末配当27円) と増配を予定しております。

今後も株主の皆様のご期待にお応えできるよう一層の成長に向けて取り組んでまいります。株主の皆様におかれましては、引き続きのご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 堆 誠一郎

マンガ

議決権行使のご案内

こんにちは
たからこ
宝子です

※「宝子」は架空のキャラクターです。

郵送や
インターネットで
簡単に議決権行使が
できます！

1

郵送の場合

同封の議決権行使書用紙に
賛否をご記入いただき…



ポストに投函！
完了です！



議決権行使期限 2019年8月22日(木曜日)午後6時必着

2

インターネットの場合

議決権行使ウェブサイト にアクセスしてください
<https://www.web54.net>

使用できるデバイスは
こちら！！



※招集ご通知を電子メールで受け取られた株主様には、
パスワード欄を"***"で表示しております。

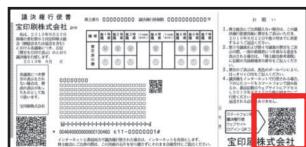
同封の議決権行使書用紙にログインに必要な
議決権行使コードとパスワードが記載されています

議決権行使期限

2019年8月22日(木曜日)午後6時まで

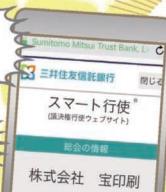
3

スマートフォン・タブレットなら スマート行使をご利用ください



QRコードを
読み込むと…

議決権行使
コード不要！！
パスワード
不要！！



ログイン
完了！！



4

「ネットで招集」からも スマート行使にアクセスできます



こちらを
読み込んで
ください！！

<https://s.srdb.jp/7921/>

- 総会日のスケジュール登録
- 総会会場までの地図表示
- 議案の内容や経営方針の確認
- 議決権行使ウェブサイトへのリンク

全～部 できます！！



5

「ネットで招集」から
スマート行使への
アクセスは
こちらにタッチ！！



6

こちらの表示が出たら「カメラ」にタッチ！

「カメラ」をタップして議決権行使サイトをご利用「移動」をタップしてください

7

議決権行使書用紙のQRコードを撮影し「写真を使用」にタッチ！

写真を使用

8

ログイン完了!!

Sumitomo Mitsui Trust Bank, Ltd.
三井住友信託銀行 閉じ

スマート行使®
(議決権行使ウェブサイト)

総会の情報

株式会社 宝印刷

9

スマート行使でも議案の内容が確認できるようになりました！

「議案詳細」にタッチすると...

第3号議案 議案詳細

取締役7名選任の件

賛成 反対

除外する候補者

候補者番号1 堆 誠一郎 再任

候補者番号2 加島 英一 再任

「ネットで招集」と連携!!

10

スマートフォン・タブレット以外や

画面が大きい方が見やすいな...

間違えたかも!

2回目以降のログインは...

11

「スマート行使」をご利用の方は、「カメラ」をタップしてください。議決権行使サイトをご利用の方は「移動」をタップしてください。

株主の皆様

議決権行使コードやパスワードについてはコマ②をご参照ください

コマ⑥の画面で「移動」にタッチ！議決権行使ウェブサイトへアクセスできます!!

12

議決権行使は株主様の大切な権利です

ぜひご行使のほど

よろしくお願い申し上げます!!

議決権行使期限
2019年8月22日(木)
午後6時まで

「ネットで招集」では株主アンケートも実施中!!

抽選でプレゼントがもらえる

※ QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使についてのお問い合わせ

- インターネットによる議決権行使に関するパソコン・スマートフォン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル  0120 (652) 031 (9:00~21:00)

- その他のご照会については、下記にお問い合わせください。

証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

電話  0120 (782) 031 (土日休日を除く 9:00~17:00)

株主総会招集ご通知の受領方法について

- 株主総会招集ご通知を、書面の郵送に加えて電子メールによって受領することをご希望される株主様は、議決権行使ウェブサイト上でメール配信希望登録をお手続きいただきますと、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールでも受領いただけます。（携帯電話ではお手続きいただくことはできません。また、携帯電話のメールアドレスをご指定いただくこともできません。）

ご注意事項

- 「ネットで招集」・「議決権行使ウェブサイト」・「スマート行使」をご利用いただくにあたり、プロバイダーへの接続料金や通信事業者への通信料金については、株主様のご負担となります。
- スマート行使での議決権行使は1回に限りです。行使後に内容を変更される場合は議決権行使ウェブサイトをご利用ください。
- インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。
- インターネット等と議決権行使書の双方で議決権を重複して行使された場合、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱います。

株主総会参考書類

第1号議案 新設分割計画承認の件

1. 新設分割を行う理由

当社グループは、ディスクロージャー関連書類印刷の専門会社として、創業以来「顧客第一」の実践を図るとともに、常に技術の研鑽に努め、「正確・迅速・機密保持」をモットーに幅広いディスクロージャー関連サービスを提供し、お客様のニーズに適切にお応えしてまいりました。

その一方で、企業を取り巻く外部環境は、経済・社会の国際化とIT（情報技術）化などの技術革新によるグローバル化の進展と、日本国内においては少子高齢化による人口構成、ライフサイクルといった社会環境の変化により、従来に比べ変化のスピードが増しています。

当社グループを取り巻く事業環境も、ディスクロージャーおよびIRサービスの分野が大きな変革期を迎える中、当社グループは専門性を生かし、また、培ったデジタル技術を駆使して、新たな「e-Disclosure Solutions」およびその関連サービスをお客様に提供し、お客様の企業価値の向上とディスクロージャー制度の発展に貢献することを経営の指針としております。

このグループ成長戦略を実現するためには、お客様のニーズに応じた価値創造力を高め、グループ全体の企業価値を最大化する経営体制を構築する必要がありますと考え、持株会社体制へ移行することといたしました。

当社が持株会社へ移行する具体的な目的は、次のとおりです。

- ① グループの一体化と戦略機能の強化
グループ全体の視点に立った経営戦略の立案により、グループ各社の戦略機能を強化し、それぞれの連携を深め、グループ内経営資源の配分を最適化します。
- ② 新規事業創出機能の強化
M&A等で事業拡大を図るにあたり、被買収会社を傘下に入れるための器づくりと機動的な戦略的事業提携に対応し得る体制を実現します。
- ③ 経営者人材の確保・育成
グループ成長戦略を担う経営者人材を、グループ全体および社外より確保するとともに、グループ各社に次世代経営者候補を登用し、グループ全体の変革を推進する次世代リーダーの育成を継続的に実現していきます。
- ④ スピーディーな意思決定が可能な経営体制の実現
グループ各社の規模・能力・特徴に応じた権限委譲によるスピーディーな意思決定と経営責任の明確化を図り、グループ各社の事業成長を加速し企業価値の向上を実現します。
- ⑤ ダイバーシティ環境の実現
全社視点に立ったマネジメントの強化、適材適所の人材配置、業務内容に応じた組織デザインと業務プロセスの効率化を図り、さらなるダイバーシティ環境の推進を図ります。

2. 新設分割計画の内容の概要

新設分割計画書（写）

宝印刷株式会社（「株式会社TAKARA & COMPANY」に商号変更予定、以下「当社」という。）は、当社のグループ会社管理事業を除く一切の事業（以下「本分割事業」という。）に関して有する権利義務を、新たに設立する宝印刷株式会社（以下「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）に関し、以下のとおり新設分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（目的）

当社は、会社法に定める新設分割の方法により、本計画に基づき、当社が本分割事業に関して有する権利義務を新設会社に承継させる新設分割を行う。

第2条（新設会社の定款で定める事項）

- 1 新設会社の本店所在地は、東京都豊島区高田三丁目28番8号とする。
- 2 新設会社の目的、商号および発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、「宝印刷株式会社 定款」（別紙1）に記載のとおりとする。

第3条（新設会社の設立時役員の氏名および設立時代表取締役）

- 1 新設会社の設立時役員の氏名は以下に定めるとおりとする。
 - (1) 設立時取締役 堆誠一郎、加島英一、今井哲男、岡田竜介、津田晃
 - (2) 設立時監査役 田村義則
- 2 新設会社の設立時代表取締役は以下に定めるとおりとする。
 - (1) 設立時代表取締役 堆誠一郎

第4条（新設会社が承継する資産、債務、雇用契約その他権利義務に関する事項）

- 1 新設会社は、本件分割に際し、「承継権利義務明細表」（別紙2）記載の資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を承継する。

- 2 当社から新設会社に承継される一切の債務につき、当社は新設会社とともに、重畳的に債務を引受ける。
- 3 第1項に規定する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務に含まれる契約上の地位または同契約に基づく権利義務を本件分割により承継することが各契約に定める義務と抵触し、分割効力発生日の前日においてその義務を遵守できる見込がない場合、その他当社および新設会社に著しい不利益が発生することが見込まれる場合、当社は当該契約上の地位および当該契約に基づく権利義務を第1項に規定する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務から除外することができる。
- 4 第1項に規定する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務の承継に際して行われる登記、登録、通知等の手続きの要する登録手続き費用その他一切の費用は、新設会社の負担とする。

第5条（新設会社が本件分割に際して交付する株式の数）

- 1 新設会社は、本件分割に際して普通株式1,000株を発行し、その全てを前条に定める権利義務の対価として当社に割当て交付する。
- 2 新設会社は、本件分割に際し、当社に対して、前項に定める新設会社の発行する株式以外の一切の資産を交付しない。

第6条（新設会社の資本金および準備金に関する事項）

- 新設会社の資本金および準備金の額は、以下のとおりとする。
- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 設立時資本金 | 100,000,000円 |
| (2) 設立時資本準備金 | 0円 |
| (3) 設立時利益準備金 | 0円 |

第7条（分割効力発生日）

新設会社の設立の登記をすべき日は、2019年12月2日（以下「分割効力発生日」という。）とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当社取締役会決議によりこれを変更することができる。

第8条（競業禁止義務）

当社は、本件分割後においても、分割事業について、会社法第21条に定める競業禁止義務を負わない。

第9条（条件変更および中止）

当社は、本計画作成後、分割効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、当社の財産の状態または経営状態に重大な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、本計画の内容を変更し、または本件分割を中止することができる。

第10条（本計画の効力）

本計画は、当社第82回定時株主総会における承認ならびに法令に定める関係官庁による承認が得られなかった場合は、その効力を失う。

第11条（本計画に定めのない事項）

本計画に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、当社がこれを決定する。

以 上

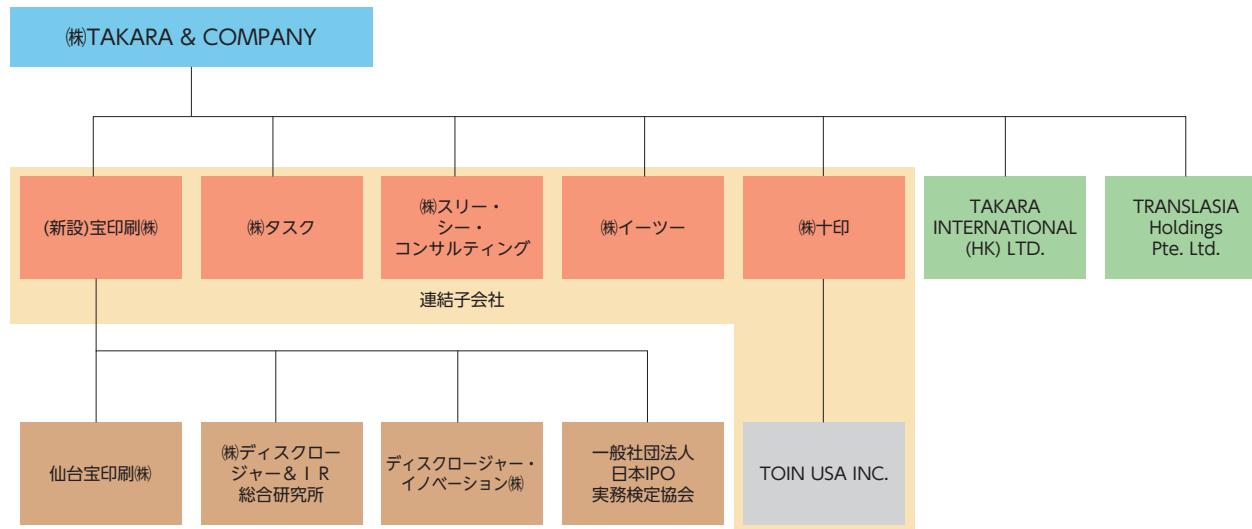
2019年7月23日

新設分割会社 東京都豊島区高田三丁目28番8号
宝 印 刷 株 式 会 社
代表取締役 堆 誠 一 郎 ㊞

ご参考 持株会社移行後のグループ体制の概要

- 1 宝印刷株式会社（東京証券取引所市場第一部）を株式会社TAKARA & COMPANYに商号変更予定。
- 2 ディスクロージャー&IR事業を主体として運営する事業会社として宝印刷株式会社を新設。
- 3 株式会社TAKARA & COMPANYの傘下に、新設した宝印刷株式会社、株式会社タスク、株式会社スリー・シー・コンサルティング、株式会社イーツー、株式会社十印、TAKARA INTERNATIONAL (HK) LTD.、TRANSLASIA Holdings Pte. Ltd.の7社を子会社としておく。なお、その他の事業会社は新設した宝印刷株式会社の傘下に子会社としておく。

グループ会社の概要図



別紙1 定款

宝印刷株式会社 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、宝印刷株式会社と称し、英文では TAKARA PRINTING CO.,LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 企業、経営に関する情報および企業から開示された情報（ディスクロージャー）の調査、収集および提供ならびにコンサルティング業
2. 各種製版、印刷、製本ならびに印刷物の販売
3. 映像、情報、宣伝媒体等の企画、編集、制作、販売ならびに催事の企画、制作
4. 翻訳および通訳事業
5. 電子文書の作成、保存、管理、データ交換に関する業務およびコンサルティング業
6. 情報、通信機器に関するシステムおよびソフトウェアの開発ならびに販売
7. 情報処理サービス業ならびに情報提供サービス業
8. 電気通信事業法に定める電気通信事業
9. 電子認証書の発行に関する情報処理サービス業
10. 労働者派遣事業ならびに職業紹介事業
11. 広告業
12. 工業所有権、美術、文芸、映像、音楽等に関する無体財産権の取得、譲渡
13. 不動産の賃貸借およびその管理
14. 荷造梱包発送請負業務
15. 貨物自動車運送事業および貨物運送取扱事業
16. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都豊島区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、4,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を得なければならない。

(株式取扱規則)

第9条 当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第10条 当社の定時株主総会は、毎年8月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集地)

第11条 株主総会は、東京都区内においてこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

- 第14条** 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第15条** 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会毎に、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

- 第16条** 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

- 第17条** 当会社の取締役は、6名以内とする。

(選任方法)

- 第18条** 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第19条** 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第20条** 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第21条** 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(代表取締役および役付取締役)

- 第22条** 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の決議方法)

- 第23条** 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

- 第24条** 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第5章 監査役

(員数)

- 第25条** 当会社の監査役は、3名以内とする。

(選任方法)

第26条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役の予選に係る決議の効力)

第28条 補欠監査役の予選に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第6章 計算

(事業年度)

第29条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第30条 剰余金の配当は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。

(中間配当)

第31条 当会社は、取締役会の決議により、毎年11月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に、会社法第454条第5項による中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第32条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附則

(最初の事業年度)

第1条 当会社の最初の事業年度は、当会社の設立から2020年5月31日までとする。

(設立時の取締役および監査役)

第2条 当会社の設立時の取締役および監査役は、次のとおりとする。

代表取締役社長	堆 誠一郎
取締役	加 島 英 一
取締役	今 井 哲 男
取締役	岡 田 竜 介
取締役	津 田 晃
監 査 役	田 村 義 則

(附則の削除)

第3条 本附則は、当会社の最初の事業年度に関する定時株主総会の終結の時をもって削除する。

別紙2 承継権利義務明細表

承継権利義務明細表

新設会社は、当社から、分割効力発生日において本分割事業に属する以下の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。

1 資産

(1) 流動資産

本分割事業にかかる現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、原材料、仕掛品、貯蔵品、繰延税金資産、その他流動資産。

(2) 固定資産

本分割事業にかかる機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、ソフトウェア、ソフトウェア仮勘定、その他無形固定資産、関係会社株式（仙台宝印刷株式会社、ディスクロージャー・イノベーション株式会社および株式会社ディスクロージャー& I R 総合研究所の株式に限る）、長期前払費用、その他投資その他の資産（一般社団法人日本IPO実務検定協会の持分を含む）。

2 負債

(1) 流動負債

本分割事業にかかる買掛金、未払金、未払費用、預り金、その他流動負債。

(2) 固定負債

本分割事業にかかる退職給付引当金。

(3) 新設会社に承継される一切の債務につき、当社は新設会社とともに、重畳的に債務を引受ける。

3 雇用契約

分割効力発生日において本分割事業に従事する従業員との雇用契約。なお、雇用契約に定められた労働条件はそのまま維持される。

4 契約関係

本分割事業にかかる取引基本契約、業務委託契約その他本分割事業に関する一切の契約上の地位およびこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

5 許認可等

本分割事業に関して当社が取得している許認可等のうち、法令上当社から新設会社への承継が可能であるもの。

以上

3. 会社法施行規則第205条各号に定める内容の概要

(1) 会社法第763条第6号に掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項

① 本件分割に際して交付する新設分割設立会社の株式の数の相当性に関する事項

新設分割設立会社は、本件分割に際して、普通株式1,000株を発行し、その全てを当社に割当て交付いたします。本件分割は、当社が単独で行う新設分割であることから、割当てられる株式数によって当社と新設分割設立会社との間の実質的な権利関係に差異が生じることはなく、新設分割設立会社が発行する株式数は、当社において任意に定めることができると解されます。そこで当社の持株会社制への移行の目的に鑑み、完全子会社となる新設分割設立会社株式の効率的な管理および新設分割設立会社の資本金の額等を考慮した結果、上記の割当て株式数が相当であると判断いたしました。

② 新設分割設立会社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設分割設立会社の資本金および準備金の額につきましては、新設分割設立会社が承継する資産等および今後の事業活動等の事情を考慮したうえで、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第6条に記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金および準備金の額は相当であると判断しております。

(2) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、第1号議案「新設分割計画承認の件」の「1. 新設分割を行う理由」に記載のとおり、新設分割による持株会社体制への移行に伴い、商号および目的について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、 <u>宝印刷株式会社</u> と称し、英文では <u>TAKARA PRINTING CO.,LTD.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社TAKARA & COMPANY</u> と称し、英文では <u>TAKARA & COMPANY LTD.</u> と表示する。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社その他の法人等の株式または持分を保有することにより、 <u>当該会社等の事業活動を支配、管理することを目的とする。</u>
1. 企業から開示された情報（ディスクロージャー）の調査、収集および提供ならびにコンサルティング業	1. 企業から開示された情報（ディスクロージャー） <u>および企業経営全般に関する情報の調査、収集および提供</u> ならびにコンサルティング業

現行定款	変更案
2. 各種製版、印刷、製本ならびに印刷物の販売	2. 各種製版、印刷、製本ならびに印刷物の販売
3. 映像、情報、宣伝媒体等の企画、編集、制作、販売ならびに催事の企画、制作	3. 映像、情報、宣伝媒体等の企画、編集、制作、販売ならびに催事の企画、制作
<新設>	4. <u>翻訳および通訳事業</u>
4. 工業所有権、美術、文芸、映像、音楽等に關する無体財産権の取得、譲渡	<第12号に移設>
5. 企業、経営に関する情報の収集、調査および提供ならびにコンサルティング業	<第1号に統合>
<第13号から移設>	5. <u>電子文書の作成、保存、管理、データ交換に関する業務およびコンサルティング業</u>
<第12号から移設>	6. <u>情報、通信機器に関するシステムおよびソフトウェアの開発ならびに販売</u>
<第11号から移設>	7. <u>情報処理サービス業ならびに情報提供サービス業</u>
<第10号から移設>	8. <u>電気通信事業法に定める電気通信事業</u>
<第14号から移設>	9. <u>電子認証書の発行に関する情報処理サービス業</u>
<第15号から移設>	10. <u>労働者派遣事業ならびに職業紹介事業</u>

現行定款	変更案
<第9号から移設>	11. <u>広告業</u>
<第4号から移設>	12. <u>工業所有権、美術、文芸、映像、音楽等に関する無体財産権の取得、譲渡</u>
<第8号から移設>	13. <u>不動産の賃貸借およびその管理</u>
6. <u>荷造梱包発送請負業務</u>	14. <u>荷造梱包発送請負業務</u>
7. <u>貨物自動車運送事業および貨物運送取扱事業</u>	15. <u>貨物自動車運送事業および貨物運送取扱事業</u>
8. <u>不動産の賃貸借およびその管理</u>	<第13号に移設>
9. <u>広告業</u>	<第11号に移設>
10. <u>電気通信事業法に定める電気通信事業</u>	<第8号に移設>
11. <u>情報処理サービス業ならびに情報提供サービス業</u>	<第7号に移設>
12. <u>情報、通信機器に関するシステムおよびソフトウェアの開発ならびに販売</u>	<第6号に移設>
13. <u>電子文書の作成、保存、管理、データ交換に関する業務およびコンサルティング業</u>	<第5号に移設>
14. <u>電子認証書の発行に関する情報処理サービス業</u>	<第9号に移設>
15. <u>労働者派遣事業ならびに職業紹介事業</u>	<第10号に移設>
16. 前各号に付帯関連する一切の業務	16. 前各号に付帯関連する一切の業務

現行定款	変更案
第3条～第38条（記載省略）	第3条～第38条（現行どおり）
<新設>	附則 第1条（商号）および第2条（目的）の変更は、2019年8月23日開催予定の第82回定時株主総会に付議される「新設分割計画承認の件」が原案どおり承認可決されることおよび当該新設分割計画に基づく新設分割の効力が発生することを条件として、当該新設分割の効力発生日に効力が発生するものとする。なお、本附則は当該新設分割の効力発生日の経過をもって削除する。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名(年齢)	現在の 当社における地位	上場企業の 兼職数	当事業年度の 取締役会への出席状況
1	再任	 あくつ せいichろう 堆 誠一郎 (満65歳)	代表取締役社長	0社	100% (15回/15回)
2	再任	 かしま えいいち 加島 英一 (満63歳)	取締役 常務執行役員	0社	100% (15回/15回)
3	再任	 いまい てつお 今井 哲男 (満62歳)	取締役 常務執行役員	0社	100% (15回/15回)
4	再任	 おかだ りゅうすけ 岡田 竜介 (満56歳)	取締役 常務執行役員	0社	100% (10回/10回)
5	再任	 つだ あきら 津田 晃 (満75歳)	取締役 執行役員	2社	100% (15回/15回)
6	新任 社外 独立	 いんか としまさ 井植 敏雅 (満56歳)	—	1社	—
7	新任 社外 独立	 せきね ちかこ 関根 近子 (満65歳)	—	3社	—

- (注) 1. 各候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。
 2. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
 3. 津田晃氏は、非常勤取締役候補者であります。
 4. 井植敏雅、関根近子の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、両氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
 5. 岡田竜介氏は、2018年8月24日開催の第81回定時株主総会において、新たに選任され、就任いたしましたので、当事業年度の取締役会への出席状況は就任後の取締役会の回数を記載しております。

候補者
番号

1

あくつ

堆

せい い ち ろ う

誠一郎

(1953年12月17日生 満65歳)

再任



■ 取締役候補者とした理由

当社入社以来、管理部門を中心に当社業務全般を熟知するとともに豊富な業務知識と経験を有し、職務を適切に遂行。1991年8月に取締役、2002年8月に代表取締役社長就任以来、当社グループの経営統括責任者としての実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

株主の皆様へ

「新・中期経営計画2020」は2年目を終え、業績はおおむね計画のとおり進んでおりますが、最終計画年度である第83期の目標計数を達成するためには、今以上に、環境変化に対し迅速な意思決定を通じて機会を得ることが求められます。基盤となるESGの一層の向上に努め、社訓にごぞいます顧客満足度の向上やさらなるグループ力の強化、新規ビジネスの育成に注力し、目標達成に向けて取り組んでまいります。

■ 当事業年度の取締役会への出席状況：100%（15回／15回）

■ 所有する当社株式数：22,972株

■ 略歴、地位および担当

1986年 1 月 当社入社

1989年 5 月 当社社長室長

1991年 7 月 当社総合企画部長

1991年 8 月 当社取締役総合企画部長

1996年10月 当社取締役経理部長

1997年 8 月 当社常務取締役経理部長

1997年10月 当社常務取締役管理本部長

2002年 8 月 当社代表取締役社長（現任）

候補者
番号

2

かしま えい いち
加島 英一

再任

(1955年9月25日生 満63歳)



■ 取締役候補者とした理由

当社入社以来、管理部門、営業部門、制作部門を中心に当社業務全般を熟知するとともに豊富な業務知識と経験を有し、職務を適切に遂行。2013年8月に取締役就任以来、広範に亘る業務を通じて当社グループ経営の実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

株主の皆様へ

「新・中期経営計画2020」を達成するためには、「将来を見据えた事業環境への対応」「グループの力を結集し何がなせるか」が必要であり、そのためには、新しい機会に対してアンテナを張り、全社でスピード感を持った進化を果たすことが重要だと考えます。このような視座に立って、多くの部門業務にかかわってまいりました私自身の経験を活かし、さらなる当社グループの成長に向けて取り組んでまいります。

■ 当事業年度の取締役会への出席状況：100%（15回／15回）

■ 所有する当社株式数：7,550株

■ 略歴、地位および担当

1988年 2月	当社入社	2017年 7月	当社取締役常務執行役員 ディスクロージャー&IR営業推進部長 兼 ディスクロージャー&IR営業五部長
1997年10月	当社経理部長	2018年 7月	当社取締役常務執行役員 ディスクロージャー&IR営業推進部長 兼 ディスクロージャー&IR営業五部長 兼 営業業務部担当
1998年 9月	当社総務部長	2019年 7月	当社取締役常務執行役員 ディスクロージャー&IR営業推進部長 兼 コーポレート・リレーションズ支援部長 兼 リート業務部長 兼 営業業務部担当（現任）
2006年 8月	当社執行役員総務人事部長		
2013年 7月	当社常務執行役員 ディスクロージャー & IR営業二部長		
2013年 8月	当社取締役常務執行役員 ディスクロージャー & IR営業二部長		
2014年 7月	当社取締役常務執行役員 制作部長		

候補者
番号

3

いまい
今井てつお
哲男

(1957年1月17日生 満62歳)

再任



■ 取締役候補者とした理由

信託銀行業務の知識と経験を有し、当社入社以来、営業部門を中心に業務全般を熟知するとともに、2015年8月に取締役就任以来、営業業務を中心に当社グループ経営の実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

株主の皆様へ

昨今、企業のディスクロージャー、IRに対する株主、投資家をはじめとしたシェアホルダーからの要求の高まりに加え、制度面の見直しも動きが急になっています。またAI、ロボティクス他システム面のイノベーションも環境変化に拍車をかけています。このような環境下、営業部門では当社の創業以来培ってきた、またグループ各社の幅広いノウハウを活用、結集しお客様のより充実した情報発信のお役に立てるよう、取り組んでまいります。

■ 当事業年度の取締役会への出席状況：100%（15回／15回）

■ 所有する当社株式数：2,700株

■ 略歴、地位および担当

1981年4月 三井信託銀行株式会社
(現 三井住友信託銀行株式会社) 入社

2004年11月 中央三井信託銀行株式会社
(現 三井住友信託銀行株式会社)
阿倍野支店長

2007年4月 当社入社ディスクロージャー営業一部
担当部長

2008年8月 当社執行役員
ディスクロージャー営業推進部長

2015年8月 当社取締役常務執行役員
ディスクロージャー&IR営業二部長

2017年7月 当社取締役常務執行役員
ディスクロージャー&IR営業本部長 兼
ディスクロージャー&IR営業二部長 兼
福岡営業所担当

2018年7月 当社取締役常務執行役員
ディスクロージャー&IR営業本部長 兼
ディスクロージャー&IR営業三部長 兼
ディスクロージャー&IR営業四部長 兼
福岡営業所担当

2019年7月 当社取締役常務執行役員
ディスクロージャー&IR営業本部長 兼
営業企画部長 (現任)

候補者
番号

4

おかだ
岡田

りゅうすけ
竜介

(1962年10月19日生 満56歳)

再任



■ 取締役候補者とした理由

証券業務の知識と経験を有するとともに、当社入社以来、外資系企業での勤務経験や海外駐在経験を活かし、国内企業の海外展開に関する支援事業等、新規事業の開拓と育成を中心に当社グループ経営の実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

株主の皆様へ

ディスクロージャー&IRを取り巻く環境変化は著しいものがあります。当社は既存ビジネスを環境変化に適応させながら発展させていくと同時に、海外を含めた新たな市場開拓および新規ビジネスの開発によってさらなる成長を続ける必要があります。私は総合企画部と国際部門の担当役員として「既存ビジネスの変化への適応と新規ビジネスによる成長」に取り組み、当社グループ全体の発展に尽力していく所存です。

■ 当事業年度の取締役会への出席状況：100%（10回／10回）

■ 所有する当社株式数：300株

■ 略歴、地位および担当

1986年 4月	野村証券株式会社入社	2018年 7月	当社執行役員総合企画部長 兼 グローバルソリューション部長 兼 コーポレート・リレーションズ支援部長
2007年 8月	ドイツ証券株式会社入社	2018年 8月	当社取締役常務執行役員 総合企画部長 兼 グローバルソリューション部長 兼 コーポレート・リレーションズ支援部長
2012年 1月	イントラリンクス・インク入社	2019年 7月	当社取締役常務執行役員 総合企画部長 兼 グローバルソリューションズ部長（現任）
2012年12月	当社入社ディスクロージャー翻訳部 担当次長		
2014年 7月	当社執行役員グローバルソリューション 部長 兼 香港駐在員事務所長		
2017年 7月	当社執行役員総合企画部長 兼 グローバルソリューション部長		

候補者
番号

5

つだ
津田あきら
晃

(1944年6月15日生 満75歳)

再任



■ 取締役候補者とした理由

証券業界、ベンチャーキャピタル業界および会社経営の豊富な知識と経験に加えて、他社での独立社外取締役、社外監査役の経験も有し、2009年8月の取締役就任以来、当社グループ全般の経営に適切な助言を与え、営業業務実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

株主の皆様へ

事業環境の変化が激しくなり、グローバルな展開も目指す中、今までどおりの常識をベースに経営を考えていくことは難しいと考えます。一方、株主をはじめとするステークホルダーの利益を最優先に考え、収益計画を達成するためにはこうした変化やニーズに柔軟に対応していくことが必要だと考えています。私はこれまでの職歴に基づく経験と人脈を活かし、当社グループの経営や営業にかかわるアドバイスやビジネスチャンスを発展させる活動に一層注力してまいります。

■ 当事業年度の取締役会への出席状況：100%（15回／15回）

■ 所有する当社株式数：1,000株

■ 略歴、地位および担当

1968年4月	野村證券株式会社入社	2005年6月	日立キャピタル株式会社社外取締役
1987年12月	同社取締役	2009年4月	日本ベンチャーキャピタル株式会社取締役
1989年6月	同社常務取締役	2009年6月	株式会社西島製作所社外監査役
1996年6月	同社代表取締役専務取締役	2009年8月	当社取締役執行役員（非常勤）（現任）
1997年6月	日本合同ファイナンス株式会社 （現 株式会社ジャフコ） 代表取締役専務取締役	2015年6月	株式会社西島製作所社外取締役 （監査等委員）（現任）
1999年4月	同社代表取締役副社長	2018年4月	一般社団法人日本コンプライアンス推進協会会長 （現任）
2002年5月	野村インベスター・リレーションズ株式会社 取締役会長	2019年6月	パス株式会社社外取締役（現任）
2003年6月	同社執行役会長		
2005年6月	日本ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長		

■ 重要な兼職の状況：株式会社西島製作所社外取締役（監査等委員） パス株式会社社外取締役

候補者
番号

6

い う え と し ま さ
井 植 敏 雅

新任 社外 独立
(1962年12月3日生 満56歳)



■ 社外取締役候補者とした理由

代表取締役をはじめとする要職を歴任され、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、社外取締役として当社の経営に有用な意見をいただけるものと判断いたしております。

株主の皆様へ

社会環境が著しく変化する中、コーポレートガバナンス・コードの適用等により各企業におけるディスクロージャーの重要性は高まっています。そのディスクロージャーを事業の根幹とする当社は公共性が高く、社会にとって不可欠な会社であると考えています。企業経営者としてのこれまでの知見や経験等を元に、社外取締役として適切な助言等を行うことで、宝印刷グループのさらなる企業価値向上に向けて取り組んでまいります。

■ 所有する当社株式数：0株

■ 略歴、地位および担当

1989年 4月	三洋電機株式会社入社	2011年 4月	株式会社LIXIL取締役副社長執行役員
1996年 6月	同社取締役	2016年 6月	株式会社LIXILグループ取締役
2002年 6月	同社代表取締役副社長	2017年 7月	同社顧問
2005年 6月	同社代表取締役社長	2018年 6月	株式会社エンプラス社外取締役 (監査等委員) (現任)
2007年 6月	同社特別顧問		
2010年 2月	株式会社LIXILグループ副社長執行役員		

■ 重要な兼職の状況：株式会社エンプラス社外取締役 (監査等委員)

候補者
番号

7

せきね
関根ちかこ
近子新任 社外 独立
(1953年12月16日生 満65歳)

■ 社外取締役候補者とした理由

大手化粧品会社の執行役員として培われた経験に加え、他社の代表取締役および社外取締役を務めるなど、豊富な経験と幅広い知見を有しており、社外取締役として当社の経営に有用な意見をいただけるものと判断いたしております。

株主の皆様へ

化粧品メーカーに長年勤務し、接客の現場で得た「顧客満足の最大化」「顧客支持率No.1を目指す」という指針は、営業職や国際事業、組織のマネジメントなど様々なフィールドを経験した現在も一貫した原点であり続けています。これら培った経験をベースに、独立性と顧客視点の判断基準を持ち社外取締役として宝印刷グループの企業価値の向上のために、忌憚のない意見・提言を差しあげていきたいと思っております。

■ 所有する当社株式数：0株

■ 略歴、地位および担当

1972年 4月	資生堂山形販売株式会社入社	2014年 4月	同社執行役員常務
2006年 4月	資生堂販売株式会社（現 資生堂ジャパン株式会社）大阪支店 支店長	2016年 1月	同社顧問
2008年 4月	株式会社ディシラ本部出向 全国営業本部長	2016年 2月	イーサポートリンク株式会社社外取締役 （現任）
2009年10月	株式会社資生堂国際マーケティング部 美容企画推進室 室長	2018年 4月	株式会社Bマインド代表取締役（現任）
2012年 4月	同社執行役員	2018年 6月	株式会社バルカー社外取締役（現任）
		2019年 5月	ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社社外取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況：株式会社Bマインド代表取締役
イーサポートリンク株式会社社外取締役
株式会社バルカー社外取締役
ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社社外取締役

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏 名 (年齢)	現在の 当社における地位	上場企業の 兼職数	当事業年度の 取締役会／監査役会への 出席状況
1	新任	 たむら よしのり 田村 義則 (満62歳)	取締役 常務執行役員	0社	取締役会 100% (15回／15回) 監査役会 —
2	再任 社外 独立	 おおにし ゆたか 大西 裕 (満63歳)	監査役	0社	取締役会 100% (15回／15回) 監査役会 100% (16回／16回)
3	新任 社外 独立	 まつ お しんきち 松尾 信吉 (満50歳)	—	1社	—

(注) 1. 各候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。

2. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。

3. 大西裕、松尾信吉の両氏は、社外監査役候補者であります。なお、両氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。

候補者
番号

1

たむら よしのり
田村 義則

(1957年1月6日生 満62歳)

新任



■ 監査役候補者とした理由

当社入社以来、IPO営業業務、ディスクロージャー研究部門、内部監査部門を歴任し、当社グループの事業に関係の深い証券業務に関する豊富な専門的知見を有しており、当社監査役として適任であると判断しております。

株主の皆様へ

このたび、監査役候補に選任され、身の引き締まる思いです。これまでの取締役としての経験を活かし、これからは、監査役として取締役の職務の執行が、法令、定款、諸規則および内部統制システム等に従い行われていることを確認するとともに、攻めの監査を心掛け、コーポレート・ガバナンスの充実ひいては、当社グループの企業価値の向上に寄与してまいります。

■ 当事業年度の取締役会／監査役会への出席状況：取締役会 100%（15回／15回）
監査役会 ー

■ 所有する当社株式数：6,875株

■ 略歴および地位

1980年 4月 社団法人日本証券業協会
(現 日本証券業協会) 入所

1999年 9月 太田昭和監査法人
(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所

2000年 6月 日本ファースト証券株式会社取締役

2001年 7月 当社顧問

2004年 8月 当社取締役

2006年 8月 当社取締役常務執行役員 (現任)

候補者
番号

2

おおにし
大西

ゆたか
裕

再任

社外

独立

(1956年5月9日生 満63歳)



■ 社外監査役候補者とした理由

過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが弁護士として企業法務などに関する豊富な専門的知見を有しており、当社における監査に活かしていただけるものと判断し引き続き社外監査役候補者としております。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって25年であります。

株主の皆様へ

監査役職務は取締役職務の執行を監督することです。企業は成長しなければならず、取締役は従来の方式や分野を踏襲するだけでなく、経営環境の変化に応じて、新たな挑戦をしなければならない立場にあると考えています。私は弁護士としての知見を活かし、社外監査役として第三者的な立場から、取締役が安心して新たなことに挑戦できるよう法律的な面からサポートできるよう努めてまいります。

■ 当事業年度の取締役会／監査役会への出席状況：取締役会 100% (15回／15回)
監査役会 100% (16回／16回)

■ 所有する当社株式数：0株

■ 略歴および地位

1989年 4月 弁護士登録

1994年 8月 当社監査役 (現任)

■ 重要な兼職の状況：丸市綜合法律事務所弁護士

候補者
番号

3

まつお
松尾しんきち
信吉新任 社外 独立
(1969年1月9日生 満50歳)

■ 社外監査役候補者とした理由

公認会計士として企業会計などに関する豊富な専門的知見と他社での社外監査役としての経験を有しており、当社における監査に活かしていただけるものと判断しております。

株主の皆様へ

公認会計士として、会計監査やIPO支援などを通じて、ディスクロージャーに深く関わってきました。社外監査役としては、第三者の立場から客観的な意見を述べ、宝印刷グループの健全な発展に寄与できるよう努めてまいります。

■ 所有する当社株式数：0株

■ 略歴および地位

1991年 4月	三菱電機株式会社入社	2018年 7月	ネクストリープ株式会社代表取締役（現任）
1993年 3月	横浜市入庁	2018年10月	株式会社アンビスホールディングス社外監査役（現任）
1995年10月	太田昭和監査法人 （現 EY新日本有限責任監査法人）入所	2019年 6月	生化学工業株式会社社外監査役（現任）
1999年 4月	公認会計士登録		

■ 重要な兼職の状況：ネクストリープ株式会社代表取締役 株式会社アンビスホールディングス社外監査役 生化学工業株式会社社外監査役

第5号議案 取締役（非常勤取締役および社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2006年8月24日開催の第69回定時株主総会において、年額1億8,000万円以内（うち社外取締役分は年額1,500万円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（非常勤取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額1億円以内といたします。また、各対象取締役に對する具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、非常勤取締役および社外取締役に對しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は8名（うち、非常勤取締役は1名、社外取締役は2名）ですが、第3号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、

取締役は7名（うち、非常勤取締役は1名、社外取締役は2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年55,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より20年間から30年間までの間で当社の取締役

会があらかじめ定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）組織再編等における取扱い

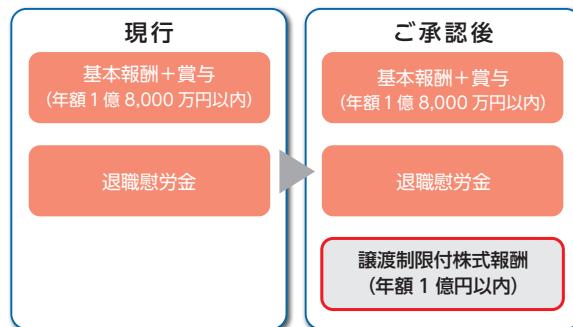
上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（5）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

ご参考 第5号議案をご承認いただいた場合の取締役報酬



(注) 2006年8月24日開催の第69回定時株主総会において、年額1億8,000万円以内（うち社外取締役分は年額1,500万円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

第6号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、2007年8月23日開催の当社第70回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入いたしました。その後、2010年8月20日開催の当社第73回定時株主総会の決議、2013年8月23日開催の当社第76回定時株主総会の決議、2016年8月26日開催の当社第79回定時株主総会の決議に基づき継続しております（以下、現行の買収防衛策を「現プラン」といいます。）。現プランの有効期限は、2019年8月開催予定の当社第82回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

当社では、2015年7月21日に制定した「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に基づき、当社が機密性または秘匿性の高い法定および任意のディスクロージャーおよびIR関連書類の作成支援等を専門とする公益性の高い会社であることを前提として、株主共同の利益を確保するため、現プランの継続の是非も含め、環境の変化に合わせてその内容について引き続き検討してまいりました。

その結果、来る本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを継続（以下、新たに継続するプランを「本プラン」といいます。）することを、社外取締役2名を含む2019年7月9日開催の取締役会において決定しましたのでお知らせいたします。

本プランの継続につきましては、社外監査役2名を含む監査役3名も本プランが適正に運用されることを

条件として全員が賛成する旨の意見を述べております。

第1 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の業務は、上場企業等の顧客から受託する金融商品取引法、会社法等のディスクロージャーおよびIRに関する書類の作成支援等を行うものであり、公正な資本市場の発展にとって重要な事項に関わるものがあります。とりわけ当社の事業の円滑な遂行に困難な状況が生じた場合、顧客によるディスクロージャーやIRの活動に支障をきたし、ひいては公正な資本市場の維持に重大な影響を与える可能性があり、当社は、事業の遂行に関し重大な社会的責任を負っているものと考えております。

ディスクロージャーおよびIR関連書類を取扱うためには、顧客から受託する情報（インサイダー情報を含む。）の機密性または秘匿性を保持・確保するセキュリティ環境および高度な専門性が求められます。顧客へ提供するディスクロージャーやIRに関する情報や各種ツール、個々の従業員が保持するノウハウや当社の業務にご協力いただける取引先とのネットワークは、当社が創業以来培ってきた貴重かつ重要な資産であり、顧客からの信頼を獲得し、同時に顧客のニーズに応じた行動ができる環境をつくり、組織の力を高めていく経営を行うことこそが、当社の企業価値の源泉であると考えております。

当社は、中長期的な観点で株主の皆様へ還元し得る利益を確保すること、また、経営の独立性を保ち、当社の社会的役割・使命を十分に果たすことを通じてのみ当社の企業価値の向上および株主共同の利益の確保が実現されるものと確信しております。また、株主の皆様はもちろん、顧客を中心に、取引先、従業員等のステーク・ホルダーとの健全で適切な関係を維持、発展させていくことが極めて重要であり、これこそが当社のディスクロージャーとIRの分野における優位性を保つための基本であると考えております。

従って、当社株式の買付の提案を受けた場合に、その買付が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するためには、買付者の提案する事業計画の実現可能性・適法性、それが、当社の有形無形の経営資源、特に、顧客からの信頼に与える影響を中心に各ステーク・ホルダーに与える個々の影響とそれが当社の企業価値に及ぼす影響、当社グループの財務と業務の実情、その他当社の企業価値を構成する諸要因を十分に把握・検討する必要があると考えます。

当社は、上記のような把握・検討に基づいて、当社の企業価値が毀損され、これにより株主共同の利益を損なう可能性があるかと判断される当社株式の大量買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

具体的には、大量買付行為のうち、①当社の企業価値および株主共同の利益を明白に侵害するおそれのあるもの、②強圧的二段階買付等、株主の皆様へ当社株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの（公開買付けにおいて、あらかじめ二段階目の買付条件を当初の買付条件よりも不利に設定して買付けを行うこと。この場合、株主が最初の買付けへ応募せざるを得ないこととなる。）、③買付に対する代替案を提示するため

に合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われるもの、④買付内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を株主の皆様へ十分に提供することなく行われるもの、⑤買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法等）が当社の企業価値に鑑み不十分または不相当であるもの等は、当社の企業価値および株主共同の利益に資するものではないと判断いたします。

第2 本方針の実現に資する取組みについて

当社は、証券取引委員会（現 金融庁）出身の故野村正道氏による創業以来、機密性または秘匿性の高い顧客のディスクロージャーおよびIR関連書類の作成支援等を専門とする会社であり、専門的な知識はもとより、情報管理体制、品質管理体制などが重視されます。

そのため、当社はプライバシーマークの認証を全社で取得するとともにISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を範囲を限定して取得するほか「森林認証」、日本印刷産業連合会が認定するグリーンプリンティング、また印刷部浮間工場においてISOの品質規格（ISO9001）、環境規格（ISO14001）を取得し、それぞれが要求するマネジメントシステムをCSR運営マニュアルとそれに付随する各種の規定を定め、一体化して運用しております。

また、当社は、リスク管理体制の強化に取り組むなど、内部統制システムの整備・改善を図り、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に基づきコーポレートガバナンスのさらなる充実に努めるとともに「新・中期経営計画2020」を策定し、最終計画年度となる2020年5月期における売上高191億円、営業利益19億円、ROE9%を目指して取り組んでおります。

「新・中期経営計画2020」の概要は、次のとおりです。

(1) 宝印刷が目指す将来像と基本方針

①宝印刷が目指す将来像

グローバルなファイナンシャルサポート企業
ディスクロージャー&IRのオンリーワン企業

②基本方針

当社グループは、高品質なディスクロージャーおよびIRのサービスを提供し、お客様に感動していただけの企業を目指すという基本理念のもと、お客様の企業価値の向上とディスクロージャー制度の発展とともに成長していく。

このため、ディスクロージャーとIRの専門会社としてお客様に役立つソリューションの提供に努めさらなる拡大を図るとともに、次の飛躍のために必要な新事業開拓・育成を行うことを基本方針とする。

(2) 具体的施策

①お客様のディスクロージャーのために役立つツールを最大限活用した積極的な販売活動を行うとともに、継続的な機能拡張による利便性の向上に努める。また、新たなニーズに対応するツールの提供と合わせお客様の満足度向上を図る。

②新規株式公開（IPO）や国際会計基準（IFRS）への対応の増加をにらみ、グループ企業と連携したディスクロージャー支援コンサルティングの拡大・充実をさらに推進する。

③コーポレートガバナンス・コード対応による、任意開示分野の拡大に対し、ディスクロージャーとIRのパイオニアとして蓄積した当社のノウハウを用い、お客様の活動を支援し、サービスを拡大する。また、翻訳ビジネスにおいてもさらなる拡大と品質向上を図る。

④お客様の多様なニーズに対応し、様々なソリューションを提供する中で培ってきた新規事業分野に、グループ企業全体で連携して取り組み、拡大を図る。また、新たな分野開拓のためには企業提携やM&Aについても検討していく。

⑤ディスクロージャー&IRにおけるコミュニケーションツールとして重要性を増すWEBサービス分野においても、グループ企業との連携をすすめ、積極的に取り組む。

⑥ディスクロージャー分野における総合的な調査分析を行うディスクロージャー&IR総合研究所の子会社化や、開示書類関連のデザインを専門とするデザインセンター（社内組織）の新規開設等、専門性の高い分野でより高度なノウハウを蓄積し、お客様に新たなソリューションを提供することで、“宝ブランド”に磨きをかける。

(3) 目標計数

	2017年5月期		2018年5月期	
	(実績)	(計画)	(計画)	(実績)
売上高	151億円	155億円	157億円	157億円
営業利益	14億円	15億円	15億円	15億円
営業利益率	9.7%	9.9%	9.7%	9.7%
当期純利益	10億円	11億円	11億円	11億円
ROE	8.3%	8.1%	8.0%	8.0%
	2019年5月期		2020年5月期	
	(計画)	(実績)	(計画)	(予想)
売上高	169億円	182億円	191億円	191億円
営業利益	16億円	17億円	19億円	19億円
営業利益率	10%	9.7%	10%	10%
当期純利益	12億円	12億円	13億円	13億円
ROE	8.3%	8.5%	9.0%	9.0%

※ 当期純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益を示します。

なお、この中期経営計画の期間満了後については、あらためてあらたな中期経営計画を策定し、公表する予定です。

株主の皆様への長期的利益還元については、これを重要な経営課題の一つと考え、安定配当を行うことを基本とし、企業体質の強化および今後の事業展開を勘案したうえで、業績に応じた配当を行うこととしており、また、業務遂行を円滑に実施するために必要な内部留保はできているものと考え、可能な限り配当金として株主の皆様へ還元することとしております。また、自己株式の取得につきましては、株主の皆様への利益還元と資本効率の向上を目的に当社株式の流動性等を勘案しつつ、必要に応じて実施することとしております。

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本方針に基づき持続的な成長と社会的な存在価値および中長期的な企業価値を向上させるため、CSR経営を推進しつつ利益を確保し、高品質な製品・サービスの提供、環境保全活動、情報の安全管理、公平な雇用を実践し、株主の皆様へ還元すべく適時適切な経営を進めております。

※「コーポレートガバナンスに関する基本方針」は、次の当社Webサイトに掲載しております。

<https://www.takara-print.co.jp/company/outline/cg.html>

※「新・中期経営計画2020」は、次の当社Webサイトに掲載しております。

<https://www.takara-print.co.jp/company/management-plan/>

第3 本プランの内容

本プランは、本方針に照らして、当社の企業価値および株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

本プランは、取締役の保身を旨とするものであって

はならず、株主共同の利益を確保するものとして株主総会において決議がされることが前提となります。

1. 本プラン導入の目的

当社は、株式の大量買付行為を全て否定するものではありません。しかし、株式の大量買付行為の中には、企業価値を毀損し、株主共同の利益を害することとなる場合がありうることも、わが国の過去の事例から明らかになっております。

そこで、当社は、本プランにより、仮に当社株式に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下総称して「買付」といいます。）が行われた場合、買付を行う者またはその提案者（以下総称して「買付者」といいます。）に対し、買付者が遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間ならびに買付者との交渉の機会の確保をしようとするものであります。当社は、本プランにより、本方針に照らして、当社の企業価値および株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じることを未然に防止せんとするものであります。

なお、2019年5月31日現在における当社大株主の状況は、事業報告「3. 株式の状況」のとおりです。

また、当社は現時点において、当社株式の大規模買付行為に係る提案を受けておりません。

2. 本プランの適用対象となる買付

当社は、買付者が下記①または②のいずれかにあたる買付（以下「対象買付」といいます。）を行った場合に、新株予約権の無償割当て、または法令および当社定款に照らして採用することが可能なその他の対抗措置（以下単に「対抗措置」といいます。）を行うか否かを検討いたします。

- ① 当社が発行者である株券等^(※1)について、保有者^(※2)の株券等保有割合^(※3)が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等^(※4)について、公開買付^(※5)に係る株券等の株券等所有割合^(※6)およびその特別関係者^(※7)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

※1から※7の用語の意味につきましては、金融商品取引法（昭和23年（1948年）4月13日法律第25号）に定義されているものに従っております。

3. 対抗措置の発動および不発動に係る手続

(1) 特別委員会の設置

当社取締役会は、対象買付がなされたときまたはなされる可能性がある場合、速やかに当社取締役会から独立した特別委員会を設置いたします。

この特別委員会は、当社取締役会から独立して本プランの発動および不発動に関し、審議し、取締役会へ勧告いたします。

特別委員会は、必要に応じ、当社の企業価値および株主共同の利益を守るという観点から、次に述べる「(2) 買付者に対する情報提供の要求」に従い、直接または間接に買付者と協議、交渉を行うものといたします。買付者は、特別委員会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものといたします。

特別委員会の概要は、後記「第4 特別委員会」に記載のとおりです。

(2) 買付者に対する情報提供の要求

当社は、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、対象買付を行う買付者には、買付の実行に先立って、当社取締役会に対して、以下の内容の情報を記載したうえ、買付者が買付に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を提出していただきます。

- ① 買付者およびそのグループ（共同保有者^(※8)、特別関係者および組合員その他の構成員（ファンドの場合）を含みます。）の詳細（具体的名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、(国内) 連絡先、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 買付の目的、方法および内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および買付に係る一連の取引により生じることが予想される割増価格とその算定根拠、そのうち少数株主に対して分配される割増価格と算定根拠等を含みます。）
- ④ 買付の資金の裏付け（買付の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 買付後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑥ 買付後における当社グループの顧客、取引先、従業員、地域関係者等への対応方針
- ⑦ 買収提案に関し適用される可能性のある法令等に基づく規制事項、その他の法令等に基づく承認または許認可等の取得可能性
- ⑧ 買付後の当社グループの経営において必要な許認可維持の可能性および各種法令等の規制遵守の可能性
- ⑨ その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

※8につきましては、金融商品取引法第27条の23第5項に定義されているものに従っております。

当社取締役会は、当社に提出された買付説明書を直ちに特別委員会に提出いたします。

特別委員会が、買付説明書の記載内容が要求する情報として不十分であると判断した場合、同委員会は、

適宜合理的な回答期限を定め、買付者に対し、買付者の買付内容の検討のために必要な情報を追加して提出するよう求めることがあります。

買付説明書および追加して提出いただく情報については、株主の皆様に対しての適切な情報開示のために、いかなる言語での提出にも日本語の添付を必須とさせていただきます。また、同様の趣旨から日本語の書面を正本として取り扱います。

(3) 特別委員会による当社取締役会の意見および情報等の提供の要求

買付者から買付説明書が提出された場合および要求する情報が追加提出された場合、特別委員会は、当社取締役会に対して、この買付説明書の受領後10営業日以内で同委員会が定める合理的期間内に、買付者の買付内容に対する意見を提示することを要求いたします。また、その意見とともに、その根拠資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求いたします。

(4) 特別委員会による検討作業

特別委員会は、買付者等からの買付説明書および要求する情報、ならびに当社取締役会からの意見・資料・情報等を受領した後、原則として最長60日間の検討のための期間（ただし、特別委員会はこの期間を(6)③により延長することができるものとします。以下「特別委員会検討期間」といいます。）を有することとし、この間に、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、ならびに買付者の買付内容と、当社取締役会が提示する代替案の検討および比較等を行います。そのうえで、特別委員会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守るという観点から買付内容を検討いたします。

特別委員会は、特別委員会の判断が当社の企業価値および株主共同の利益に資するものとなるように、当

社の費用により、公認会計士、弁護士、コンサルタント、フィナンシャル・アドバイザー等の専門家など、独立した第三者の助言を得ることができるものといたします。

(5) 株主に対する情報開示

当社は、買付者が現れた事実、買付者から買付説明書が提出された事実とその概要、買付者の買付内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会が代替案を提示した事実とその概要、特別委員会検討期間の開始と終了の事実、その他特別委員会または当社取締役会が適切と判断する事項について、株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。ただし、営業秘密等開示に不適切と判断した情報は、この情報開示の対象から除かれます。

(6) 特別委員会における判断方法

特別委員会は、買付者が現れた場合において、以下の手続を行うものといたします。

なお、当社は、特別委員会が以下の手続に従い行う勧告の内容その他の事項（後記③により特別委員会検討期間を延長する場合には、延長する期間および理由を含みます。）について、決議後速やかに情報開示を行います。

① 特別委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者による買付が後述する「4. 新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当と判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことを勧告いたします。

② 特別委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者の買付内容の検討、買付者との交渉の結果、買付者による買付が後述する「4. 新株予約権の無償割当て等の要件」に定める

要件のいずれにも該当しない、または、該当しても新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当ではないと判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行わないことを勧告いたします^(※9)。

※9ただし、特別委員会は、かかる勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者による買付が後述する「4. 新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当と判断するに至った場合には、改めて本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことの勧告を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものといたします。

③ 特別委員会検討期間の延長を行う場合

特別委員会が、当初の特別委員会検討期間の満了時まで、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、買付者の買付内容の検討、買付者との交渉等のために合理的に必要とされる範囲内で（ただし、30日間を限度として）、特別委員会検討期間を延長する旨の決議を行うことができます。

(7) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の前述の「(6) 特別委員会における判断方法」の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動または不発動の決議を行うものといたします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の内容その他の事項について情報開示を行います。

なお、買付者は、当社が当該決議を行うまでの間は、当社株式の買付行為を実施してはならないものといたします。

(8) 株主総会の開催

当社取締役会は、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動に際し、特別委員会から予め株主の皆様の意思を確認するために株主総会の承認を得るべき旨の勧告を受けた場合、または後述の「4. 新株予約権の無償割当て等の要件」に該当するか否か等、取締役会が善管注意義務に照らし株主の皆様意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主の皆様にお諮りするため、株主総会を開催することができるものといたします。

4. 新株予約権の無償割当て等の要件

特別委員会は、買付者が本プランに定める手続を遵守しない場合、あるいは遵守した場合であっても買付者による買付が以下のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当と認められる場合、当社取締役会に対し、前述の「3. 対抗措置の発動および不発動に係る手続」に定める手続により、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことを勧告し、当社取締役会は、当該勧告に基づき、対抗措置の発動および不発動を決定いたします。

① 以下に掲げる行為等、当社の企業価値および株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付である場合

a. 当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、株式を買い占め、その株式につき当社による高値での買取りを目的とするいわゆるグリーンメーラーと判断される行為

b. 当社の経営を一時的に支配して、インサイダー情報を含む顧客の機密情報、ディスクロージャーやIRに関する情報、ノウハウ、取引先とのネットワーク、開示書類作成用システム、もしくは工場設備といった当社の重要な資産等を買付者やそのグループ会社に移転する等、不正な目的または当社の業務の公益性を犠牲

にして買付者の利益を実現する経営を行おうとしていると判断される行為

c. 当社の資産を買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用しようとする、公益性のない利益実現のためのレバレッジド・バイアウトと判断される行為

d. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券その他の資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、または一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることを目的としていると判断される行為

② 強圧的二段階買付等、株主の皆様には株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合

③ 買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われる買付である場合

④ 要求する情報その他買付内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を株主の皆様に対して十分に提供することなく行われる買付である場合

⑤ 買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実現可能性、買付後の経営方針または事業計画、買付の当社の顧客との関係に与える影響、買付後における当社の顧客、取引先、従業員、地域関係者等に対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み不十分または不適当な買付である場合

5. 新株予約権の無償割当て以外の対応策

当社取締役会は、新株予約権の無償割当て以外に、法令および当社定款に照らして採用することが可能なその他対抗措置のうち、募集株式の発行などを特別委員会に諮ったうえ、その時点で相当と認められるものを選択する場合があります。

第4 特別委員会

当社取締役会は、対象買付がなされたときまたはなされる可能性があると認められる場合、速やかに特別委員会を設置いたします。

当社取締役会は、特別委員会の公正性、客観性および合理性を担保するため、当社取締役会および買付者からの独立性が高い社外取締役、社外監査役または弁護士・大学教授等の社外有識者の中から特別委員会の委員を選任いたします。選任された委員は、委員の中から委員長を選定いたします。特別委員会の委員は3名以上といたします。本プランでの特別委員会の概要につきましては、別紙1「特別委員会規則」に定めるとおりであり、特別委員会委員候補者の氏名および略歴は別紙2「特別委員会委員の候補者」のとおりです。

第5 本新株予約権の概要

本プランの発動による新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てがなされることとなった場合、当社は、当社取締役会が定める一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された全ての株主に対し、(イ)一定の買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および(ロ)当社が当該買付者等以外の者から当社株式1株と引き換えに新株予約権1個を取得する旨の取得条項が付された本新株予約権を、その有する株式1株につき新株予約権を別途取締役会が定める割合で無償割当てを行うことを通知いたします。

第6 本プランの株主総会での承認

本プランは、本定時株主総会において、株主の皆様によりご承認いただけない場合は、廃止されることとなります。

第7 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から、2022年5月期の定時株主総会の終結の時までの約3年間とします。

当社は、本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

また、当社は、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上を図る観点から、当社取締役会の決議により、本プランの有効期間中、定時株主総会で承認いただく本プランの趣旨に反しない範囲内で、本プランの見直し等を行うことがあります。

当社は、本プランの有効期間中であっても、当社株主総会において株主の皆様の過半数のご承認を得て本プランの廃止または変更を行うことができます。当社は、本プランが廃止または変更された場合には、その内容等について、速やかに情報開示を行います。

第8 本プランの合理性

本プランは、当社基本方針に沿い、関係諸法令、裁判例、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る規則および「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」（平成17年（2005年）5月27日 経済産業省・法務省）の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）、ならびに「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（平成20年（2008年）6月30日 企業価値研究会）の定める指針の内容を充足するものです。

1. 株主意思の重視

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様に

より、その基本的考え方をご承認いただけない場合は、廃止されることとなります。

また、本プランの有効期間は約3年間に限定されており、さらに、当社取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じて、1年ごとに株主の皆様のご意思が反映されることとなります。

2. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランでは、取締役を監督する立場にある社外取締役、社外監査役または弁護士・大学教授等の社外有識者からなる特別委員会を設置し、取締役会は特別委員会の勧告に従い本プランの発動または不発動を決議するという手続を採用することにより、当社経営陣の恣意的判断を排し、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上に資する公正な運営が行われる仕組みが確保されております。

また、特別委員会の判断の透明性を一層高めるため、買付者から提出された買付説明書の概要、買付者の買付内容に対する当社取締役会の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項を、原則として株主の皆様に対し速やかに情報開示を行うことといたしております。

3. 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されております。これにより、当社取締役会による恣意的な発動が防止される仕組みになっております。

4. 第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、公認会計士、弁護士、コンサルタント、フィナンシャル・アドバイザー等の専門家など、独立した第三者の助言を得ることができるため、特別委員会による判断の公正さ、客観性は一層強く担保されるといえます。

5. デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であり、期差任期制ではありませんので、いわゆるスローハンド型の買収防衛策でもありません。

第9 株主の皆様への影響

1. 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響

本プランの導入時点においては、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ては行われませんので、株主および投資者の皆様のご権利、利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

2. 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会が本新株予約権無償割当ての決議において別途定める一定の日における株主の皆様に対し、別途定める割合をもって本新株予約権が無償で割当てられます。株主の皆様は、無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となりますので、申込みの手続等は不要です。

そして、当社が、当社取締役会の決定により、新株予約権を行使することができない買付者（以下「行使制限買付者」といいます。）以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付する場合、行使制限買付者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

本新株予約権の無償割当てを実施する場合、本新株予約権の無償割当てに係る基準日を公告し、当該基準日における株主の皆様にご本新株予約権が無償にて割り当てられます。

当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、当社は、法定の手續に従い、当社取締役会が別途定める日をもって本新株予約権を取得し、これと引き換えに株主の皆様にご当社株式を交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途ご自身が行使制限買付者でないこと等についての表明書面等を当社所定の書式によりご提出いただく場合があります。

なお、当社は、本新株予約権の割当ての基準日や本新株予約権の割当ての効力発生後においても、買付者が大量買付行為を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに本新株予約権の割当てを中止し、または当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の希釈化を前提として売買を行った株主や投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知をいたします。

別紙1 特別委員会規則

第1条 この規則は、当社株券等の大量買付行為に関する対応策（以下、「本対応策」という。）の発動を検討するために取締役会が設置する特別委員会の運営等について定める。

第2条 特別委員会の設置は、取締役会の決議により行う。

第3条 特別委員会の委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している次の各号に定める者のいずれかに該当する者の中から、取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、1. または2. の者を除き、当社グループの役員および当社グループと特別の利害関係のある会社以外の会社経営者、官庁出身者、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者でなければならない。

1. 当社社外取締役
2. 当社社外監査役
3. 前各号に定める者以外の社外の有識者

第4条 特別委員会委員の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。

②前項に規定する特別委員のうち、社外取締役または社外監査役である者が、取締役または監査役でなくなった場合には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。ただし、当該特別委員会委員がなお社外の有識者の要件を満たす場合、取締役会は、所定の手続を経て、特別委員会委員として再任することができる。

第5条 特別委員会は、次の各号に記載される事項に

ついて取締役会から独立して審議・決定し、その決定の内容を、その理由を付して取締役会に対して勧告するものとする。この場合、特別委員会の委員は、本決定にあたって、会社の企業価値および株主共同の利益に資するか否かの観点から行うことを要し、専ら自己または当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

1. 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
2. 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
3. その他取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が特別委員会に諮問した事項

②取締役会は、前項の特別委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとする。

③第1項各号に定めるところに加え、特別委員会は、次の各号に記載される事項を行うものとする。

1. 当該買付が本対応策の発動の対象となるかどうかの判断
2. 買付者および取締役会が特別委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
3. 特別委員会検討期間の設定および延長
4. 買付者の買付の内容の精査・検討
5. 自らまたは取締役会を通じた買付者等との交渉・協議
6. 取締役会への代替案提出の要求、取締役会作成の代替案の検討
7. 本対応策の修正または変更に係る承認
8. その他本対応策において特別委員会が行うことができると定められた事項
9. 特別委員会が行うことができるものとして取締役会が定めた事項

第6条 特別委員会は、買付者に対し、買付説明書の記載内容が本対応策に関して要求する情報として不十分であると判断した場合には、本対応策に関して要求する情報を追加的に提出するよう求めるものとする。

②特別委員会は、買付者から買付説明書および前項に

規定する本対応策に関して要求する情報が提出された場合、取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者の買付の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案、その他特別委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう要求することができる。

第7条 特別委員会は、必要があると判断したとき、自らまたは取締役会を通じて、当社の企業価値および株主共同の利益を守るという観点から買付者の買付の内容を改善させるために、買付者と協議および交渉を行うものとする。

②特別委員会は、前項の規定に基づく結果に従い、株主に対する代替案の提示を行うものとする。

第8条 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、取締役、監査役、執行役員、従業員、その他特別委員会が必要と認める者の出席を取締役に要求し、特別

委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

第9条 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（例えば、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ること等ができる。

第10条 各特別委員会委員は、買付がなされた場合その他いつでも特別委員会を招集することができる。

第11条 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

別紙2 特別委員会委員の候補者

なかむら のぶお
中村 信男

1991年4月 愛知学院大学法学部専任講師
1994年4月 早稲田大学商学部専任講師
1996年4月 早稲田大学商学部助教授
2001年4月 早稲田大学商学部教授を経て早稲田大学商学大学院教授（現任）

2004年3月 ロンドン大学高等法律研究所訪問研究員
2007年8月 当社社外取締役就任（2008年8月退任）

おおにし ゆたか
大西 裕

1989年4月 弁護士登録

1994年8月 当社社外監査役就任（現任）

せきね ちかこ
関根 近子

1972年4月 資生堂山形販売株式会社入社
2006年4月 資生堂販売株式会社（現資生堂ジャパン株式会社）大阪支店 支店長
2008年4月 株式会社ディシラ本部出向 全国営業本部長
2009年10月 株式会社資生堂国際マーケティング部美容企画推進室 室長
2012年4月 同社執行役員

2014年4月 同社執行役員常務
2016年1月 同社顧問
2016年2月 イーサポートリンク株式会社社外取締役（現任）
2018年4月 株式会社Bマインド代表取締役（現任）
2018年6月 株式会社バルカー社外取締役（現任）
2019年5月 ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社社外取締役（現任）

以上

第7号議案 退任取締役および退任監査役に対し 退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される田村義則氏および監査役を退任される平松有恒氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれご一願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
<small>たむら</small> 田村 <small>よしのり</small> 義則	2004年 8 月 当社取締役 2006年 8 月 当社取締役常務執行役員（現任）
<small>ひらまつ</small> 平松 <small>ありつね</small> 有恒	2015年 8 月 当社常勤監査役（現任）

以上

ご参考 コーポレート・ガバナンスに対する考え方および体制

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、お客様に感動していただける高品質のディスクロージャー&IRサービスの提供を通じて、お客様の企業価値向上を支援することで広く社会に貢献することを理念としています。また、持続的な成長と社会的な存在価値および中長期的な企業価値を向上させるため、取締役会決議に基づきコーポレート・ガバナンスに関する基本方針を制定し、公表しています。

当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方は、株主の権利を尊重し、平等性を確保するとともに、株主、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働すること、また、会社情報を適時・適切に開示し、透明性を確保することとしており、この基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいます。

コーポレート・ガバナンス体制の概要

組織形態	監査役会設置会社
取締役会議長	取締役社長
取締役人数	8名 うち社外取締役2名
女性取締役人数	1名（社外）
取締役の任期	1年
取締役会開催回数	15回
監査役人数	3名 うち社外監査役2名



コーポレート・ガバナンスに関する基本方針
コーポレート・ガバナンス報告書

URL: <https://www.takara-print.co.jp/company/outline/cg.html>



■ 取締役会

取締役会は、当社の規模などに鑑み機動性を重視し、社外取締役2名を含む8名の体制をとっています。取締役会は原則月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しています。

取締役会は、株主からの委託を受け、中長期的な企業価値の向上を通じて自らの利益の増進を図るすべての株主のために、効率的かつ実効的なコーポレート・ガバナンスを実現し、それを通じて、当社が持続的な成長と社会的な存在価値および企業価値を向上させることについて責任を負います。取締役会は、この責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、当社が直面する重大なリスクの評価および対応策の策定、ならびに当社の重要な業務執行の決定などを通じて、当社のために最善の意思決定を行います。

■ 監督と執行の分離の方針および委任の範囲

当社は、経営と執行の適切な役割分担を図るため、執行役員制度を導入しています。取締役会は、上記の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、当社が直面する重大なリスクの評価および対応策の策定、ならびに当社の重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行います。

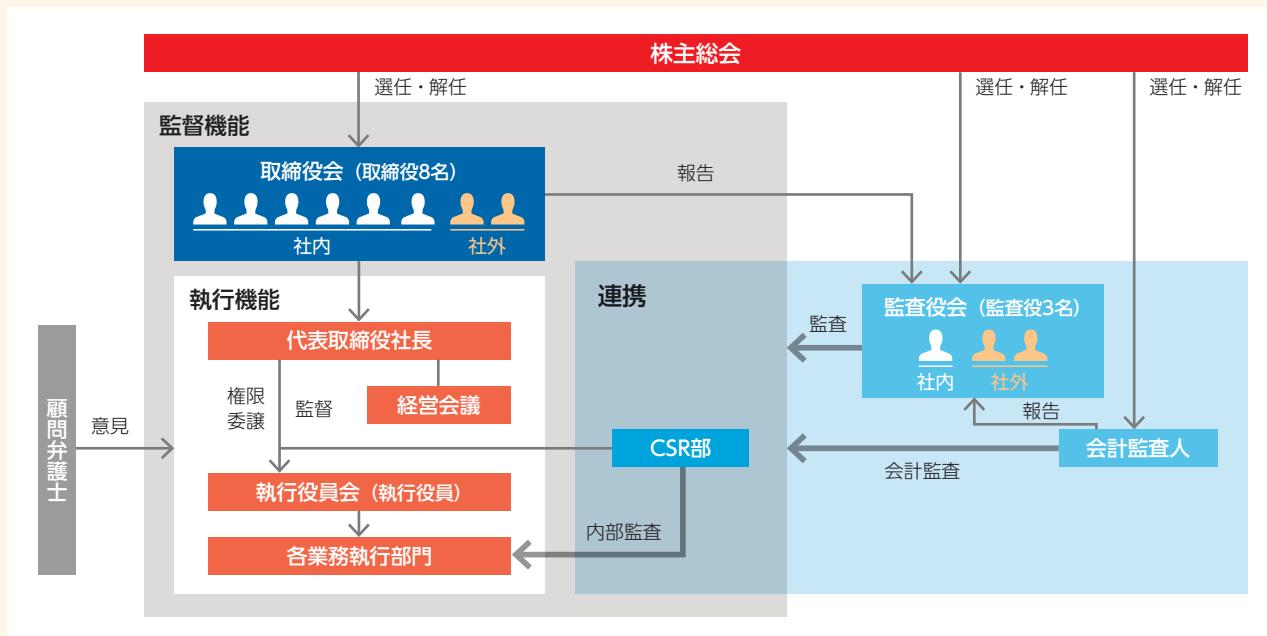
また、取締役会は、執行役員に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を執行役員の人事に適切に反映させます。

一方、執行役員は、取締役会が決定した担当業務を、社長の指示に基づき執行することとしています。

■ 取締役会の多様性・規模に関する考え方

当社の取締役の人数は3名以上9名以内とし、そのうち2名以上は独立社外取締役としています。当社グループの

コーポレート・ガバナンスおよび内部管理体制の概要



規模および事業の内容から、適切な規模の取締役会となるよう留意しています。

当社は、性別、経験、知識、能力などの点で、取締役会および監査役会を構成する者の多様性に配慮することとしています。第81期より、女性社外取締役を迎えています。

■ 取締役会の議長および運営

当社の取締役会の議長は、取締役社長が務めることとしています。

議長は、自由闊達で建設的な議論・意見交換により取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営できるよう努めます。この責務を果たすために、議長は、当社の経営戦略、リスクおよび内部統制に関する事項等の主要な事項に関する審議日程が、十分に確保されるように留意しています。また、各取締役が適時に適切な情報を得られるように配慮し、取締役会の議題および議案に関する資料は、各回の取締役会において充実した議論が行われるよう、取締役会の会日に十分に先立って、社外取締役を含む各取締役に配付または配信しています（ただし、機密性の高い案件を除く）。

議長は、年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項をあらかじめ計画しています。

■ 監査体制および監査の状況

監査役会は常勤監査役1名、社外監査役2名の計3名体制をとっています。各監査役は監査役会が定めた監査役監査基準、監査計画および職務分担に基づき、取締役の職務の執行を監査しています。社外監査役2名は弁護士および公認会計士であり、専門的見地から監査を行っています。

会計監査人は、財務報告書類の会計監査を行います。監査役会は、会計監査人の行った会計監査について報告を受け、監査の方法と結果の相当性を判断します。監査役および会計監査人は相互の監査の実効性を高めるため、監査計画や実施状況の説明等のために定期的な面談を実施し、当社固有の問題点の情報共有、棚卸および支店・営業所を対象とした監査の立会などを連携して行い、監査の質的向上を図っています。

当社の内部監査体制は、内部監査部門としてCSR部を設置し、会社法および金融商品取引法上の内部統制システムの整備・改善および業務の遂行が、各種法令や、当社の各種規程類および経営計画などに準拠して実施されているか、効果的、効率的に行われているかなどについて調査・

チェックし、指導・改善に向けた内部監査を行っています。

監査役およびCSR部は、相互の監査計画や実施状況について説明を行うほか、業務の効率性（財務報告の適正性を含む）の状況、会社法および金融商品取引法上の内部統制への対応など連携して監査を実施しています。

■ 役員の選任方針・指名手続等

当社の取締役は、優れた人格とともに当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければなりません。すべての取締役は、その任期を1年とし、定時株主総会決議による選任の対象としています。

当社の監査役は、優れた人格ならびに取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならず、監査役のうち少なくとも1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者でなければなりません。

社外取締役の選定にあたっては、次項の独立性判断基準を用いております。

取締役および監査役候補者は、独立社外取締役から助言を得て、この方針に従って選定し、取締役会で決定いたします。

また、兼任に関する基本的な考え方としては、独立社外取締役および独立社外監査役は、当社以外に4社を超えて他の上場会社の社外取締役または社外監査役を兼任してはならないこととしています。

■ 独立社外取締役の独立性判断基準

独立社外取締役は、取締役会における自由闊達で建設的な検討への貢献が期待できる人物として、当社の業務に関係の深い証券市場・証券業界やディスクロージャーの分野における卓越した見識と幅広い経験を有する者を基本として選任します。選任する際の独立性判断基準は、東京証券取引所の定める独立性判断基準を参考として、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者とします。

■ 独立社外取締役の役割

独立社外取締役の役割は、経営方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から助言を行うとともに、

当社の経営の成果および経営陣のパフォーマンスを随時検証し評価するとともに、株主共同の利益の観点から、現在の経営陣に当社の経営を委ねることの適否について判断し、意見を表明することをその主たる役割の一つとしています。

当社は、独立社外取締役が取締役会における議論の質および経営判断の有効性を高める仕組みを構築し、取締役会による業務執行の監督機能を向上させています。

■ 独立社外役員会議

当社は、原則として年4回独立社外役員と社長をメンバーとする独立社外役員会議を開催し、当社の事業およびコーポレート・ガバナンスに関する事項などについて自由に議論しています。

■ 報酬決定の方針および手続

業務執行取締役の報酬等は、株主の中長期的利益に連動するとともに、当社の持続的な成長と社会的な存在価値および企業価値の向上に向けた当該業務執行取締役の意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとするにしております。

取締役会は、業務執行取締役の報酬額を、独立社外取締役に諮問のうえ、前記に従い当社が定めた一定の基準に基づき一部業績連動の要素を反映させて決定します。

独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役の職責を反映したものとし、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素が含まれてはならないこととしています。

■ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	137,543	94,713	35,150	7,680	7
監査役 (社外監査役を除く)	16,509	11,400	4,400	709	1
社外取締役	12,000	12,000	—	—	2
社外監査役	7,200	7,200	—	—	2

(注) 1. 賞与については、2019年8月23日開催の第82回定時株主総会後に支給予定の役員賞与39,550千円(取締役35,150千円、監査役4,400千円)であります。

2. 退職慰労金については、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額8,390千円(取締役7,680千円、監査役709千円)であります。

3. 上記支給額のほか、2018年8月24日開催の第81回定時株主総会決議に基づき、退任取締役1名に対して25,800千円の役員退職慰労金を支給しております。

取締役および監査役の報酬(賞与含む)につきましては、株主総会の決議により、取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しており、この点で株主の皆様の監視が働く仕組みとなっております。各取締役の報酬額は、業務執行取締役については、独立社外取締役から助言を得て、取締役会決議により決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しています。

■ 取締役会の実効性評価

当社は、年度ごとの取締役会全体の実効性について、取締役会における各取締役の自己評価をベースとして分析・評価した結果の概要を株主総会後のコーポレート・ガバナンス報告書で開示することとしています。

■ 役員のトレーニング方針・サポート体制

取締役および監査役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレート・ガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積まなければならないものとしています。

また、取締役および監査役は、経営を通じて法令、金融商品取引所等自主規制機関のルールや法定開示、自主規制機関の要請する開示あるいは任意の開示の傾向や実態に習熟するものとし、当社は取締役および監査役に対するトレーニングに必要な機会を提供するものとしています。

(添付書類)

事業報告 2018年6月1日から2019年5月31日まで**1. 会社の理念・方針と資本政策等の状況****1 会社の理念・経営方針**

当社は、お客様に感動していただけるディスクロージャーとIRサービスを提供し、お客様の企業価値向上を支援することで、広く社会に貢献することを理念としています。お客様とともに持続的成長を果たし、社会に必要とされる企業であり続けるために、ステークホルダーとの対話を重視しながら経営を行ってまいります。

2 価値創造の考え方

当社は、企業の情報開示における支援事業を通し、社会とともに持続的な成長を果たすことで、「なくてはならない企業」であり続けたいと考えています。そのために、価値創造の基盤となる「財務資本」「人的資本」「知的資本」「製造資本」「社会・関係資本」「自然資本」の6つの資本を増強させる活動を通じて自社の企業価値を向上させ、社会に提供する価値の最大化を図ってまいります。

3 主な事業内容と製品区分**(1) 主な事業内容**

当社は、株式上市申請書類などのIPO（新規上市）関連サービスから、金融商品取引法や投資信託法関連サービス、株主総会招集通知などの会社法関連サービスに加え、IR（インバスター・リレーションズ）、事業報告書や株主通信などのSR（シェアホルダー・リレーションズ）といった任意開示関連サービスも手掛けております。

(2) 製品区分

当社グループの主要な事業は、ディスクロージャー関連事業の単一セグメントであります。売上高の観点から製品区分別に、次のように分けることができます。

いずれの製品区分においても、当社グループが自前で印刷

工場を保有し、秘匿性・迅速性が求められるディスクロージャーとIR特有のプロフェッショナルとしてのノウハウが、共通の強みとなっております。

■ 金融商品取引法関連製品

主な製品 有価証券報告書、四半期報告書、有価証券届出書、目論見書、上場申請のための関係書類、他

重要な要素

- 正確で適切な書類チェック
- XBRLデータを含む提出書類作成システムの優位性
- IPO企業の上場申請書類作成を通じた育成・指導

■ 会社法関連製品

主な製品 株主総会招集通知、決議通知、配当金関係書類、他

重要な要素

- 正確で適切な書類チェック
- 顧客のニーズおよび多くの顧客事例に基づくトレンドを押さえた提案力

■ IR関連製品

主な製品 株主通信（事業報告書）、ディスクロージャー誌（金融法人）、アニュアルレポート、CSR報告書、統合報告書、会社案内、他

重要な要素

- 顧客のニーズおよび多くの顧客事例に基づくトレンドを押さえた提案力
- 優れたデザイン力
- 投資家の意識に届く企画コンサルティング

■ その他製品

主な製品 株主優待、法定公告、一般印刷物、他

重要な要素

- 適切な企画提案力
- 顧客の問題解決能力

4 資本政策

(1) 基本的な考え方

当社グループが株主の皆様へ還元する適正な利潤を獲得し、企業価値および株主の皆様の共同の利益を持続的かつ中長期的に向上させるためには、株主、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な関係を維持・発展させていくことが極めて重要であり、かつ、お客様の信頼を確保することを前提に、これらのステークホルダーの利益にも十分配慮した経営を行うことが必要であり、このような経営方針こそが当社のディスクローチャーの分野における優位性を保つための基本であると考えております。

一方、株主総会招集通知の電子化への対応等、株主総会関連ビジネスについて、これまで以上に付加価値を高めるとともに、新規事業の開拓・育成のための先行投資が必要とされるものと見込まれます。

安定的な事業環境においては、業務遂行を円滑に実施するために必要な内部留保はできていると考えておりますが、事業環境の変化を前提として、内部留保を事業投資に充てるとともに、借入条件がかつてなく企業にとって有利な状況にあることから、必要に応じてレバレッジをかけて有効に資本を活用してまいります。

(2) 資本コスト

新規事業の開拓・育成は、お客様の信頼を得て利益を獲得できるようになるには多少の時間がかかるものと考えられ、当面は既存事業の営業利益を前提としてビジネス展開していく必要があります。そのため、コストの安い有利子負債を有効に活用しながら資本コストを下げ、株主還元の原因を確保してまいります。

(3) 剰余金の配当等に関する基本方針

当社は、株主の皆様への長期的利益還元を重要な経営課題の一つと考え、安定配当を行うことを基本とし、企業体質の強化および今後の事業展開を勘案したうえで、業績に応じた配当を行うこととしております。また、当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としております。

この基本方針のもと、現在、業務遂行を円滑に実施するために必要な内部留保はできているものと考え、可能な限り配当金として株主の皆様へ還元することとしております。

なお、自己株式の取得につきましては、株主の皆様への利益還元と資本効率の向上を目的に、当社株式の流動性等を勘案しつつ、必要に応じて実施することとしております。

(4) 設備投資、資金調達の状況

① 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は814百万円であり、その内訳は、有形固定資産384百万円、無形固定資産430百万円であります。主なものは、作業効率の改善・品質向上を目的とした印刷設備の導入、法定開示書類作成支援システムの開発・保守によるものであります。現在も、ユーザーニーズに応えるため継続してシステム開発および保守に取り組んでおります。なお、重要な設備の除却または売却はありません。

② 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(5) 政策保有株式の保有方針および議決権行使の基準

① 政策保有株式の保有方針

当社の政策保有株式の保有方針は、営業上の取引関係の維持、強化、連携による企業価値向上を目的とします。各担当執行役員は、四半期ごとにその状況を確認するものとし、取締役会に定期的に営業上の取引関係等と株式保有によるリターンを勘案して保有方針ごおりの対応が行われているかを報告するものとします。

② 議決権行使

政策保有株式に係る議決権の行使については、議案が当該株式の価値向上に資するか否かを判断のうえ、営業上の取引関係等と株式保有によるリターンを勘案して判断することとします。

2. 当社グループの現況

1 財産および損益の状況

(連結)	第78期 (2015年5月期)	第79期 (2016年5月期)	第80期 (2017年5月期)	第81期 (2018年5月期)	第82期 (2019年5月期)
売上高	(百万円) 13,469	14,669	15,156	15,792	18,257
営業利益	(百万円) 905	1,570	1,476	1,534	1,780
売上高営業利益率	(%) 6.7	10.7	9.7	9.7	9.7
経常利益	(百万円) 1,026	1,727	1,604	1,679	1,904
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円) 578	1,084	1,082	1,110	1,236
1株当たり当期純利益	(円) 50.15	96.99	96.81	99.39	110.63
包括利益	(百万円) 1,193	△607	1,656	1,318	1,355
総資産	(百万円) 17,351	18,096	18,635	19,720	22,201
純資産	(百万円) 13,859	12,692	13,785	14,544	15,359
1株当たり純資産額	(円) 1,212.20	1,112.68	1,209.12	1,274.72	1,342.03
自己資本比率	(%) 78.1	68.7	72.5	72.3	67.6
自己資本利益率 (ROE)	(%) 4.3	8.3	8.3	8.0	8.5
株価収益率	(倍) 23.9	13.9	17.2	19.6	14.6
配当性向	(%) 69.8	51.6	51.6	50.3	45.2
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円) 1,083	1,977	1,564	1,487	1,800
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円) △628	△312	△576	△850	△777
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円) △790	△560	△575	△481	△29
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円) 5,073	6,178	6,590	6,746	7,840

(注) 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用し、第81期(2018年5月期)に係る総資産および自己資本比率については、当該会計基準を遡って適用した後の数値で表示しております。



2 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用情勢や所得環境の改善が続き、緩やかな回復基調で推移しました。一方で米中貿易摩擦への懸念等、海外経済の不確実性の高まりにより先行き不透明な状況となりました。

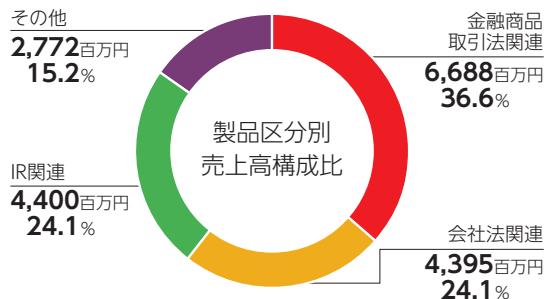
こうした状況のもと、当社のディスクロージャー関連事業に関係が深い国内株式市場においては、好調な企業業績や円安進行を受けて日経平均株価が24,000円台まで上昇する場面もありましたが、米政権の運営不安等により一時19,000円を割り込むなど、不安定な動きで推移しました。

このような事業環境において、当社グループは、法定開示書類作成支援ツールのほか、コーポレートガバナンス・コードの適用を受けて情報開示を強化した株主総会関連商品等の拡販および各種ディスクロージャー書類の翻訳ニーズの取り込みによる受注増加に注力してまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は18,257百万円（前連結会計年度比2,465百万円増、同15.6%増）となりました。利益面については、営業利益は1,780百万円（同245百万円増、同16.0%増）、経常利益は1,904百万円（同225百万円増、同13.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,236百万円（同125百万円増、同11.3%増）となりました。

製品区分別の状況

売上高を製品区分別にご説明いたしますと、次のとおりであります。



■ 金融商品取引法関連製品

売上高 **6,688**百万円 前連結会計年度比 **10.5%**

目論見書の売上増加および法定開示書類作成支援ツール「X-Smartシリーズ」の導入顧客数が増加したことにより、売上高は6,688百万円（前連結会計年度比636百万円増、同10.5%増）となりました。

■ 会社法関連製品

売上高 **4,395**百万円 前連結会計年度比 **5.5%**

株主総会招集通知の売上および関連文書の翻訳の受注が増加したことにより、売上高は4,395百万円（前連結会計年度比228百万円増、同5.5%増）となりました。

■ IR関連製品

売上高 **4,400**百万円 前連結会計年度比 **6.7%**

統合報告書等の売上が増加したことにより、売上高は4,400百万円（前連結会計年度比277百万円増、同6.7%増）となりました。

■ その他製品

売上高 **2,772**百万円 前連結会計年度比 **91.1%**

株主優待関連の売上増加のほか、当連結会計年度より非連結子会社であった株式会社イーソーを連結の範囲に含めたこと、また、2019年2月15日付で株式会社十印の株式を100%取得し、同社および同社が100%出資する子会社TOIN USA INC.を連結の範囲に含めたことなどにより、売上高は2,772百万円（前連結会計年度比1,322百万円増、同91.1%増）となりました。

当連結会計年度より、従来「その他製品」に区分しておりました「コンサルティング」をその内容に合わせて「金融商品取引法関連製品」「会社法関連製品」「IR関連製品」に変更しており、前連結会計年度の数値を変更後の売上区分に組み替えて比較しております。

3 対処すべき課題

当社グループにとって対処すべき課題は、次のとおりであります。

(1) 開示書類の信頼性向上

お客様のニーズを的確に捉え、ディスクロージャー関連法令等の改正に関するアドバイスや原稿作成に関するコンサルティング、効率的で使いやすい法定開示書類作成支援ツールの提供など、従来の業務のクオリティを大きく改善し、お客様の信頼に応えてまいります。

お客様に満足していただけるサービスの提供を通じて、信頼性の向上を図り、法定開示書類、任意開示書類の受注拡大を目指してまいります。

(2) IPOにおける受注強化

IPOの受注シェアは、その後の法定開示書類のシェアに直結し、売上獲得の安定性を左右するため、今後とも、IPOにおける受注強化を目指してまいります。

(3) 株主総会プロセスの電子化への対応

当社は、法令に則った株主総会招集通知を作成し、お客様企業の事業内容等をわかりやすく株主に伝えるという本質的な部分での当社の優位性は、一般印刷業者と一線を画しているものと考えていますが、株主総会招集通知の電子化等に対応する新サービスの開発ならびに会社法関連製品の販売増ないし他品目での売上獲得などの対応に取り組んでまいります。

(4) 新規事業の開拓と育成

当社がさらに飛躍するためには、新規事業の開拓と育成が必要と考えております。当社は、「グローバルなファイナンシャルサポート企業」を目指しており、国内企業の海外展開に必要な法定開示書類の作成、開示、翻訳の支援を強化すること、さらには、今後も増加が見込まれるIFRSの任意適用企業に向けて、IFRSに関する情報の提供やコンサルティングに注力するとともに、IFRSに対応した決算・開示の自動化を進める当社グループのシステムの拡販を進めてまいります。

(5) グループ経営の強化

当社グループは、継続的に中期経営計画を策定・公表しております。この目標を達成するには、宝印刷グループが一丸となって各社の強みを発揮していかなければならず、経営資源を集約して収益拡大を図り、企業価値の最大化を目指してまいります。

4 主要な事業所および工場

(1) 当社の主要な事業所および工場の状況

本社および本社工場

本社別館工場

本社別館クリスタルエイトビル

浮間工場

大阪支店

大阪支店別館工場

札幌営業所

名古屋営業所

広島営業所

福岡営業所

東京都豊島区高田三丁目28番8号

東京都豊島区高田三丁目23番9号

東京都豊島区高田三丁目23番10号

東京都北区浮間四丁目24番23号

大阪府中央区瓦町三丁目6番5号

大阪府中央区上町一丁目24番17号

札幌府中央区大通西十一丁目4番

名古屋市中区錦一丁目20番25号

広島市中区紙屋町一丁目1番20号

福岡府中央区天神二丁目14番2号

(2) 子会社の事業所

株式会社タスク

株式会社スリー・シー・コンサルティング

ディスクロージャー・イノベーション株式会社

一般社団法人日本IPO実務検定協会

仙台宝印刷株式会社

TAKARA INTERNATIONAL (HK) LTD.

株式会社ディスクロージャー&IR総合研究所

株式会社イーツー

Translasia Holdings Pte. Ltd.

株式会社十印

TOIN USA INC.

東京都豊島区高田三丁目13番2号

東京都豊島区高田三丁目14番29号

東京都豊島区高田三丁目28番8号

東京都豊島区高田三丁目28番8号

仙台市宮城野区榴岡四丁目2番3号

Rm 1407, OfficePlus@Sheung Wan, 93-103 Wing Lok Street,
Sheung Wan, Hong Kong

東京都豊島区高田三丁目32番1号

東京都豊島区高田三丁目32番1号

8 Jurong Town Hall Road, #25-02, The JTC Summit,
Singapore 609434

東京都港区芝五丁目31番19号

3511 Silverside Road, Suite 105, Wilmington, Delaware,
USA 19810

5 従業員の状況

(1) 当社グループの状況

区分	従業員数 (名)
全社 (共通)	856 [85]
合計	856 [85]

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 当社および連結子会社の事業は、ディスクロージャー関連事業の単一事業であり、従業員数は製品区分別に区分できないため全社共通としております。

3. 従業員数欄の【外書】は、派遣社員、パートタイマーおよびアルバイトの臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

(2) 当社の状況

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
652 [85]	42.9	15.2

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 当社の事業は、ディスクロージャー関連事業の単一事業であり、従業員数は製品区分別に区分できないため全社共通としております。

3. 従業員数欄の【外書】は、派遣社員、パートタイマーおよびアルバイトの臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

6 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社タスク	35,000千円	60.00%	IPO予定会社および上場会社向けコンサルティングサービス等
株式会社スリー・シー・コンサルティング	50,000千円	50.91%	ソフトウェアの販売および保守
株式会社イーツー	15,000千円	67.00%	システム開発およびWebサイト制作
株式会社十印	99,980千円	100.00%	翻訳サービス等
TOIN USA INC.	10,000.00 \$	100.00% (100.00%)	翻訳サービス等

(注) 当連結会計年度より、株式会社イーツーは重要性が増したため連結子会社といたしました。また、2019年2月15日付で株式会社十印の株式を100%取得し、同社および同社が100%出資する子会社TOIN USA INC.を連結子会社といたしました。なお、当社の出資比率欄の()内は、間接所有割合で内数であります。

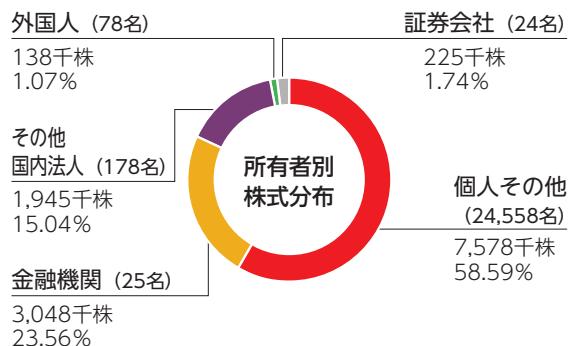
3. 株式の状況

(1) 発行可能株式総数 37,000,000株

(2) 発行済株式の総数 12,936,793株

(3) 株主数 24,863名

(4) 大株主（上位10名）



株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社野村	632	5.66
株式会社みずほ銀行	544	4.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	480	4.29
株式会社三井住友銀行	476	4.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	400	3.58
宝印刷社員持株会	236	2.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	203	1.82
野村朱実	178	1.59
三井住友信託銀行株式会社	169	1.51
明治安田生命保険相互会社	168	1.50

(注) 持株比率は自己株式（1,759,594株）を控除して計算しております。

4. 役員 の 状況

1 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	堆 誠一郎	
取締役	田村 義則	常務執行役員CSR部長 兼 ディスクロージャー研究一部担当 兼 ディスクロージャー研究二部担当
取締役	加島 英一	常務執行役員ディスクロージャー&IR営業推進部長 兼 ディスクロージャー&IR営業五部長 兼 営業業務部担当
取締役	今井 哲男	常務執行役員ディスクロージャー&IR営業本部長 兼 ディスクロージャー&IR営業三部長 兼 ディスクロージャー&IR営業四部長 兼 福岡営業所担当
取締役	岡田 竜介	常務執行役員総合企画部長 兼 グローバルソリューション部長 兼 コーポレート・リレーションズ支援部長
取締役	津田 晃	執行役員 株式会社西島製作所社外取締役（監査等委員） 一般社団法人日本コンプライアンス推進協会会長
取締役	清水 寿二	株式会社日本商品清算機構社外取締役
取締役	白田 佳子	ウイン・パートナーズ株式会社社外取締役 菱電商事株式会社社外取締役 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構社外取締役 ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社社外監査役
常勤監査役	平松 有恒	
監査役	大西 裕	丸市総合法律事務所弁護士
監査役	山上 大介	山上公認会計士事務所所長 株式会社小田原エンジニアリング社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち清水寿二および白田佳子の両氏は、社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役のうち大西裕および山上大介の両氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役山上大介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との関係は次のとおりです。
- ・取締役清水寿二氏が兼職する株式会社日本商品清算機構と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

事業報告 4. 役員の状況

- ・取締役白田佳子氏が兼職する株式会社海外交通・都市開発事業支援機構と当社との間に重要な取引その他の関係はありませんが、ウイン・パートナーズ株式会社および菱電商事株式会社ならびにユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社と当社との間に営業上の取引があります。なお、3社に対する取引金額は当期連結売上高の1%未満であり、僅少であります。
 - ・監査役大西裕氏が兼職する丸市総合法律事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
 - ・監査役山上大介氏が兼職する山上公認会計士事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありませんが、株式会社小田原エンジニアリングと当社との間に営業上の取引があります。なお、同社に対する取引金額は当期連結売上高の1%未満であり、僅少であります。
5. 青木孝次氏は、2018年8月24日開催の第81回定時株主総会最終の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
6. 取締役津田晃氏は非常勤の取締役であります。
7. 当事業年度中に生じた取締役の地位および担当ならびに重要な兼職の状況の異動は、次のとおりであります。

氏名	地位および担当ならびに重要な兼職の状況		異動年月日
	異動後	異動前	
加島 英一	取締役常務執行役員 ディスクロージャー&IR営業推進部長 兼 ディスクロージャー&IR営業五部長 兼 営業業務部担当	取締役常務執行役員 ディスクロージャー&IR営業推進部長 兼 ディスクロージャー&IR営業五部長	2018年7月1日
今井 哲男	取締役常務執行役員 ディスクロージャー&IR営業本部長 兼 ディスクロージャー&IR営業三部長 兼 ディスクロージャー&IR営業四部長 兼 福岡営業所担当	取締役常務執行役員 ディスクロージャー&IR営業本部長 兼 ディスクロージャー&IR営業二部長 兼 福岡営業所担当	2018年7月1日
岡田 竜介	執行役員 総合企画部長 兼 グローバルソリューション部長 兼 コーポレート・リレーションズ支援部長	執行役員 総合企画部長 兼 グローバルソリューション部長	2018年7月1日
	取締役常務執行役員 総合企画部長 兼 グローバルソリューション部長 兼 コーポレート・リレーションズ支援部長	執行役員 総合企画部長 兼 グローバルソリューション部長 兼 コーポレート・リレーションズ支援部長	2018年8月24日
白田 佳子	DIC株式会社社外監査役 ウイン・パートナーズ株式会社社外取締役 菱電商事株式会社社外取締役 株式会社海外交通・都市開発事業支援 機構社外取締役	DIC株式会社社外監査役 ウイン・パートナーズ株式会社社外取締役 菱電商事株式会社社外取締役	2018年8月28日
	ウイン・パートナーズ株式会社社外取締役 菱電商事株式会社社外取締役 株式会社海外交通・都市開発事業支援 機構社外取締役	DIC株式会社社外監査役 ウイン・パートナーズ株式会社社外取締役 菱電商事株式会社社外取締役 株式会社海外交通・都市開発事業支援 機構社外取締役	2019年3月27日
	ウイン・パートナーズ株式会社社外取締役 菱電商事株式会社社外取締役 株式会社海外交通・都市開発事業支援 機構社外取締役 ユニー・ファミリーマートホールディン グス株式会社社外監査役	ウイン・パートナーズ株式会社社外取締役 菱電商事株式会社社外取締役 株式会社海外交通・都市開発事業支援 機構社外取締役	2019年5月28日

8. 当事業年度末日後に生じた取締役の地位および担当ならびに重要な兼職の状況の異動は、次のとおりであります。

氏 名	地位および担当ならびに重要な兼職の状況		異動年月日
	異動後	異動前	
加島 英一	取締役常務執行役員 ディスクロージャー&IR営業推進部長 兼 コーポレート・リレーションズ支援部長 兼 リート業務部長 兼 営業業務部担当	取締役常務執行役員 ディスクロージャー&IR営業推進部長 兼 ディスクロージャー&IR営業五部長 兼 営業業務部担当	2019年7月1日
今井 哲男	取締役常務執行役員 ディスクロージャー&IR営業本部長 兼 営業企画部長	取締役常務執行役員 ディスクロージャー&IR営業本部長 兼 ディスクロージャー&IR営業三部長 兼 ディスクロージャー&IR営業四部長 兼 福岡営業所担当	2019年7月1日
岡田 竜介	取締役常務執行役員 総合企画部長 兼 グローバルリレーションズ部長	取締役常務執行役員 総合企画部長 兼 グローバルソリューション部長 兼 コーポレート・リレーションズ支援部長	2019年7月1日
津田 晃	取締役執行役員 株式会社西島製作所社外取締役（監査 等委員） 一般社団法人日本コンプライアンス推 進協会会長 パス株式会社社外取締役	取締役執行役員 株式会社西島製作所社外取締役（監査 等委員） 一般社団法人日本コンプライアンス推 進協会会長	2019年6月27日

2 社外役員の活動状況

社外役員の主な活動状況は、以下のとおりであります。

役職および氏名	出席状況	主な発言状況
取締役 清水 寿二	取締役会14/15回 (93%)	証券市場における卓越した見識と幅広い経験から、経営に有用な発言を積極的に行っております。
取締役 白田 佳子	取締役会15/15回 (100%)	大学教授として財務会計や経営に関する専門知識から、経営に有用な発言を積極的に行っております。
監査役 大西 裕	取締役会15/15回 (100%) 監査役会16/16回 (100%)	主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役 山上 大介	取締役会15/15回 (100%) 監査役会16/16回 (100%)	主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

3 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	137,543	94,713	35,150	7,680	7
監査役 (社外監査役を除く)	16,509	11,400	4,400	709	1
社外取締役	12,000	12,000	—	—	2
社外監査役	7,200	7,200	—	—	2

(注) 1. 賞与については、2019年8月23日開催の第82回定時株主総会後に支給予定の役員賞与39,550千円 (取締役35,150千円、監査役4,400千円) であります。
 2. 退職慰労金については、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額8,390千円 (取締役7,680千円、監査役709千円) であります。
 3. 上記支給額のほか、2018年8月24日開催の第81回定時株主総会決議に基づき、退任取締役1名に対して25,800千円の役員退職慰労金を支給しております。

5. 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の名称

和泉監査法人

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 会計監査人に対する報酬の内容

	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
当社	21,150	—
連結子会社	2,400	—
計	23,550	—

(注) 当社と和泉監査法人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

3 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性および信頼性が確保できないと認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 監査役会が会計監査人を適切に選定し適切に評価するための方針

監査役会は、会計監査人の選解任等の議案決定権を行使するに際して、現任の会計監査人の監査活動の適切性・妥当性を評価します。監査役は経営執行部門から会計監査人の活動実態について報告聴取するほか、自ら事業年度を通して、会計監査人から会計監査についての報告聴取、現場立会いを行い、会計監査人が監査品質を維持し適切に監査しているか評価します。また、会計監査人の独立性、法令等の遵守状況についても検討を行います。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

単位：千円

科目	金額	
	第82期 (2019年5月31日現在)	(ご参考) 第81期 (2018年5月31日現在)
資産の部		
流動資産	12,910,278	10,956,138
現金及び預金	7,844,799	6,751,499
受取手形及び売掛金	3,922,745	3,224,088
仕掛品	924,428	849,601
原材料及び貯蔵品	27,604	22,397
その他	195,005	112,967
貸倒引当金	△4,304	△4,416
固定資産	9,291,508	8,764,174
有形固定資産	4,401,999	4,131,692
建物及び構築物	697,327	713,915
機械装置及び運搬具	450,802	158,913
土地	3,154,695	3,154,695
その他	99,173	104,167
無形固定資産	1,465,711	1,135,374
のれん	388,030	—
ソフトウェア	1,010,541	1,018,139
ソフトウェア仮勘定	53,520	104,101
その他	13,618	13,133
投資その他の資産	3,423,797	3,497,107
投資有価証券	2,430,401	2,681,787
繰延税金資産	159,389	133,241
その他	841,306	693,650
貸倒引当金	△7,299	△11,572
資産合計	22,201,786	19,720,312

科目	金額	
	第82期 (2019年5月31日現在)	(ご参考) 第81期 (2018年5月31日現在)
負債の部		
流動負債	5,275,032	3,837,314
買掛金	1,495,878	1,209,137
短期借入金	104,000	—
1年内返済予定の長期借入金	124,216	8,516
リース債務	2,620	2,620
未払法人税等	495,010	321,960
未払費用	1,365,940	1,325,298
役員賞与引当金	39,550	48,400
その他	1,647,817	921,381
固定負債	1,567,066	1,338,235
長期借入金	510,974	81,190
リース債務	6,988	9,608
役員退職慰労引当金	140,146	105,841
退職給付に係る負債	908,228	1,140,656
その他	730	938
負債合計	6,842,099	5,175,550
純資産の部		
株主資本	14,608,758	13,939,948
資本金	2,049,318	2,049,318
資本剰余金	1,999,414	1,999,381
利益剰余金	12,085,672	11,416,308
自己株式	△1,525,647	△1,525,059
その他の包括利益累計額	391,344	308,300
その他有価証券評価差額金	542,377	707,539
為替換算調整勘定	26	—
退職給付に係る調整累計額	△151,059	△399,239
非支配株主持分	359,583	296,513
純資産合計	15,359,686	14,544,761
負債純資産合計	22,201,786	19,720,312

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

単位：千円

科 目	金 額			
	第82期 (2018年6月1日から2019年5月31日まで)		(ご参考) 第81期 (2017年6月1日から2018年5月31日まで)	
売上高		18,257,811		15,792,444
売上原価		11,294,958		9,532,295
売上総利益		6,962,853		6,260,148
販売費及び一般管理費		5,182,847		4,725,901
営業利益		1,780,005		1,534,247
営業外収益				
受取利息	1,837		336	
受取配当金	41,951		34,257	
不動産賃貸料	24,306		21,809	
受取手数料	20,289		16,793	
保険返戻金	21,942		—	
投資事業組合運用益	2,460		58,196	
その他	21,595	134,384	17,400	148,793
営業外費用				
支払利息	3,528		1,563	
売上割引	2,200		—	
為替差損	3,525		2,176	
その他	330	9,584	38	3,777
経常利益		1,904,805		1,679,263
特別利益				
固定資産売却益	3,399		—	
投資有価証券売却益	5,865	9,265	13,192	13,192
特別損失				
固定資産除却損	1,047		1,223	
投資有価証券清算損	—		1	
子会社株式売却損	—		498	
投資有価証券評価損	85	1,133	99	1,822
税金等調整前当期純利益		1,912,937		1,690,632
法人税、住民税及び事業税	683,978		566,322	
法人税等調整額	△43,662	640,316	△12,672	553,650
当期純利益		1,272,620		1,136,982
非支配株主に帰属する当期純利益		36,029		26,087
親会社株主に帰属する当期純利益		1,236,590		1,110,895

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

単位：千円

科目	金額	
	第82期 (2019年5月31日現在)	(ご参考) 第81期 (2018年5月31日現在)
資産の部		
流動資産	11,238,138	10,146,940
現金及び預金	6,519,526	5,972,904
受取手形	41,424	34,616
電子記録債権	34,861	48,383
売掛金	3,442,139	3,071,360
原材料	6,957	6,192
仕掛品	885,223	839,721
貯蔵品	20,113	15,785
その他	289,651	162,392
貸倒引当金	△1,759	△4,416
固定資産	9,306,227	8,555,315
有形固定資産	4,349,590	4,112,015
建物	655,372	698,279
構築物	2,249	1,633
機械及び装置	441,905	147,590
車両運搬具	8,896	11,323
工具、器具及び備品	86,470	98,494
土地	3,154,695	3,154,695
無形固定資産	967,342	999,066
ソフトウェア	917,942	904,767
ソフトウェア仮勘定	37,164	82,202
電話加入権	11,511	11,511
その他	724	584
投資その他の資産	3,989,294	3,444,233
投資有価証券	2,156,498	2,375,302
関係会社株式	1,029,416	410,839
長期前払費用	9,715	10,899
繰延税金資産	62,023	—
生命保険積立金	607,003	525,062
差入保証金	97,870	96,248
その他	34,065	37,452
貸倒引当金	△7,299	△11,572
資産合計	20,544,366	18,702,255

科目	金額	
	第82期 (2019年5月31日現在)	(ご参考) 第81期 (2018年5月31日現在)
負債の部		
流動負債	4,506,741	3,632,772
買掛金	1,261,693	1,175,022
1年内返済予定の長期借入金	100,000	—
リース債務	2,620	2,620
未払金	367,405	37,270
未払費用	1,247,867	1,223,450
未払法人税等	411,590	321,200
未払消費税等	123,469	77,353
前受金	440,039	308,775
預り金	54,345	48,624
前受収益	436,541	372,319
役員賞与引当金	39,550	39,600
その他	21,619	26,535
固定負債	1,127,602	675,530
長期借入金	400,000	—
リース債務	6,988	9,608
繰延税金負債	—	50,324
退職給付引当金	632,182	509,755
役員退職慰労引当金	88,431	105,841
負債合計	5,634,343	4,308,302
純資産の部		
株主資本	14,367,645	13,686,413
資本金	2,049,318	2,049,318
資本剰余金	1,998,983	1,998,949
資本準備金	1,998,315	1,998,315
その他資本剰余金	667	634
利益剰余金	11,844,990	11,163,205
利益準備金	174,905	174,905
その他利益剰余金	11,670,084	10,988,299
別途積立金	8,600,000	8,600,000
繰越利益剰余金	3,070,084	2,388,299
自己株式	△1,525,647	△1,525,059
評価・換算差額等	542,377	707,539
— その他有価証券評価差額金	542,377	707,539
純資産合計	14,910,022	14,393,953
負債純資産合計	20,544,366	18,702,255

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

単位：千円

科 目	金 額			
	第82期 (2018年6月1日から2019年5月31日まで)		(ご参考) 第81期 (2017年6月1日から2018年5月31日まで)	
売上高		16,810,567		15,133,690
売上原価		10,357,943		9,150,967
売上総利益		6,452,624		5,982,723
販売費及び一般管理費		4,724,118		4,520,729
営業利益		1,728,506		1,461,993
営業外収益				
受取利息	391		330	
受取配当金	41,951		34,257	
不動産賃貸料	23,837		21,809	
受取手数料	20,289		16,793	
投資事業組合運用益	2,460		58,196	
その他	25,206	114,137	23,143	154,531
営業外費用				
支払利息	1,244		396	
為替差損	2,399		—	
その他	0	3,644	2,176	2,573
経常利益		1,838,999		1,613,951
特別利益				
固定資産売却益	3,399		—	
投資有価証券売却益	5,865	9,265	13,192	13,192
特別損失				
固定資産除却損	782		1,223	
投資有価証券清算損	—		1	
子会社株式売却損	—		498	
投資有価証券評価損	85	868	99	1,822
税引前当期純利益		1,847,396		1,625,320
法人税、住民税及び事業税	646,196		560,631	
法人税等調整額	△39,455	606,741	△16,323	544,307
当期純利益		1,240,655		1,081,013

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年7月8日

宝印刷株式会社
取締役会御中

和泉監査法人

代表社員 公認会計士 飯田 博士 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 松藤 悠 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、宝印刷株式会社の2018年6月1日から2019年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、宝印刷株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年7月8日

宝印刷株式会社
取締役会御中

和泉監査法人

代表社員 公認会計士 飯田博士 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 松藤 悠 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、宝印刷株式会社の2018年6月1日から2019年5月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2018年6月1日から2019年5月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門であるCSR部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、執行役員等及び和泉監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組み）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について四半期ごとに報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役、執行役員等及び和泉監査法人から受けております。

- ④事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 和泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 和泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年7月9日

宝印刷株式会社 監査役会

常勤監査役 平松 有恒 ㊟

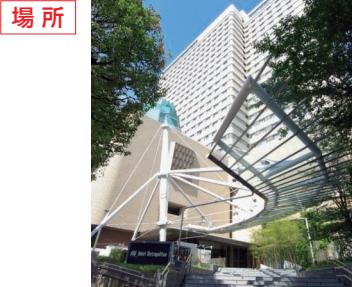
監査役 大西 裕 ㊟

監査役 山上 大介 ㊟

(注) 監査役 大西 裕及び監査役 山上大介は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

定時株主総会 会場ご案内図

日時 2019年8月23日(金曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)



東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン
3階 富士の間
電話 (03) 3980-1111

交通 **池袋駅**

- | | | |
|-------|---------|---------|
| J R | ● 山手線 | ● 埼京線 |
| 東京メトロ | ● 丸ノ内線 | ● 有楽町線 |
| 私鉄 | ● 副都心線 | ● 西武池袋線 |
| | ● 西武池袋線 | ● 東武東上線 |

■ 池袋駅から会場までのご案内

西口 ← 徒歩約3分

東武百貨店の前(地下1階、中央通路)の階段またはエスカレーターで1階へ。斜め左手にみずほ銀行を見てその先を左折。池袋西口公園を右手に見ながら直進。

JR線メトロポリタン口* ← 徒歩約1分

JR線改札(2階)を出て直進し、突き当たり右手の階段を降り直進または改札を出て右手に進み、エスカレーターまたは階段で1階へ。
*ご利用可能時間は午前7時から午後11時まで。

南口 ← 徒歩約2分

有楽町線の改札前(地下1階、南通路)のエスカレーターで1階へ。メトロポリタンプラザビルに沿って左へ直進。

副都心線2a出口 ← 徒歩約3分

2a出口より地上に上がり、「池袋警察署」方面に向かい、「西池袋一丁目」交差点を左折し直進。



スマートフォンやタブレット端末から右記のQRコードを読み取るとGoogleマップにアクセスいただけます。